

女川原子力発電所 2 号炉
設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)
<補足説明資料>

2023 年 9 月 7 日
東北電力株式会社

目次

1. 変更の目的及び概要
2. 原子炉設置変更許可申請書の変更概要
3. 固体廃棄物処理系の概要
4. 固化装置の変更概要
5. 本変更による放射性廃棄物の貯蔵及び貯蔵保管への影響について
6. 本変更による放射線業務従事者が受けける放射線量について
7. 本変更工程について

添付 1 基準適合のための設計方針

添付 2 固化装置の共用取り止めに伴う 1 号炉への影響について

添付 3 固化装置の共用取り止めに伴う 1 号炉廃止措置計画の変更について

添付 4 原子炉設置変更許可申請書 添付書類九「第 4.4-1 表 固体廃棄物推定発生量」の変更内容について

添付 5 原子炉設置変更許可申請書における「貯蔵保管」と「貯蔵」の使い分けについて

1. 変更の目的及び概要

女川 2 号炉に設置しているプラスチック固化式固化装置（1 号及び 2 号炉共用）（以下「プラスチック固化式固化装置」という。）の固化材は可燃物であり、新規制基準適合性審査において使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けていることから、2 号炉で発生する濃縮廃液及び使用済樹脂を処理するため、固化材をプラスチックからセメントに変更する。

また、固化材の変更に合わせて固化装置の機器構成について最適化を図り、得られたスペースを活用し所内常設直流電源設備（3 系統目）を設置する。

プラスチック固化式固化装置は、セメント固化式固化装置と比べ放射性廃棄物の充填効率が高いことから、放射性廃棄物低減のため 1 号炉と共にしているが、1 号炉で発生する放射性廃棄物については 1 号炉設置のセメント固化式固化装置（1 号及び 2 号炉共用）で処理可能であることから、固化材変更後のセメント固化式固化装置について 1 号炉との共用を取り止める。

原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂、並びに復水浄化系の復水ろ過装置及び液体廃棄物処理系のろ過装置から発生する廃スラッジ（以下「使用済粉末樹脂等」という。）については、中深度処分の対象廃棄物として、電力大にて処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、固化処理プロセスを削除し、当面は浄化系沈降分離槽での貯蔵とする。

2. 原子炉設置変更許可申請書の変更概要

原子炉設置変更許可申請書（令和4年6月1日）（以下「既設置変更許可」という。）本文及び添付書類八に記載しているプラスチック固化式固化装置の固化材を「プラスチック」から「セメント」に変更するとともに、1号炉との共用を取り止める。

また、浄化系沈降分離槽から固化材変更後のセメント固化式固化装置への処理プロセスを削除する。

3. 固体廃棄物処理系の概要

固体廃棄物処理系は、濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・化学廃液）、濃縮廃液貯蔵タンク（ランドリドレン）、使用済樹脂貯蔵槽、浄化系沈降分離槽、ランドリ系沈降分離槽、セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）、セメント固化式固化装置、焼却設備、減容装置、サイトバンカ、雑固体廃棄物保管室、固体廃棄物貯蔵所等で構成する。

固体廃棄物処理系の主要仕様を第3-1表、本変更前後の固体廃棄物処理系系統概要図を第3-1図に示す。

第3-1表 固体廃棄物処理系の主要仕様

(1) 槽類

名称	基数	容量 (m ³ /基)	材料
濃縮廃液貯蔵タンク (床ドレン・化学廃液)	3	約 20	ステンレス鋼
濃縮廃液貯蔵タンク※ (ランドリドレン)	1	約 40	炭素鋼に合成樹脂 ライニング
復水系逆洗受タンク	1	約 40	ステンレス鋼
浄化系沈降分離槽	2	約 200	ステンレス鋼ライニング
使用済樹脂貯蔵槽	2	約 240	ステンレス鋼ライニング
ランドリ系沈降分離槽※	1	約 100	炭素鋼

※印の機器は1号炉及び2号炉共用である。

(2) 固化装置

a. セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）

形 式	セメント固化式
基 数	1

b. セメント固化式固化装置

形 式	セメント固化式
基 数	1

(3) 減容装置（1号、2号及び3号炉共用）

形 式	油圧式
基 数	4

(4) 固体廃棄物焼却設備 (1号, 2号及び3号炉共用)

形 式 円筒豎形自然セラミックフィルタ式
基 数 1
容 量 約 4.1×10^2 kW
(約 350,000kcal/h)
〔
ポリエチレン 約 30kg/h
紙 約 90kg/h
又は樹脂 約 50kg/h 相当
〕

焼却炉建屋排気口 位 置 焼却炉建屋
高 さ 約 30m (地上高)

(5) サイトバンカ (1号, 2号及び3号炉共用)

構 造 鉄筋コンクリート造
ステンレス鋼ライニング

基 数 1
容 量 約 $1,200\text{m}^3$

固体廃棄物移送容器 (1号, 2号及び3号炉共用)

基 数 1
容 量 約 8m^3

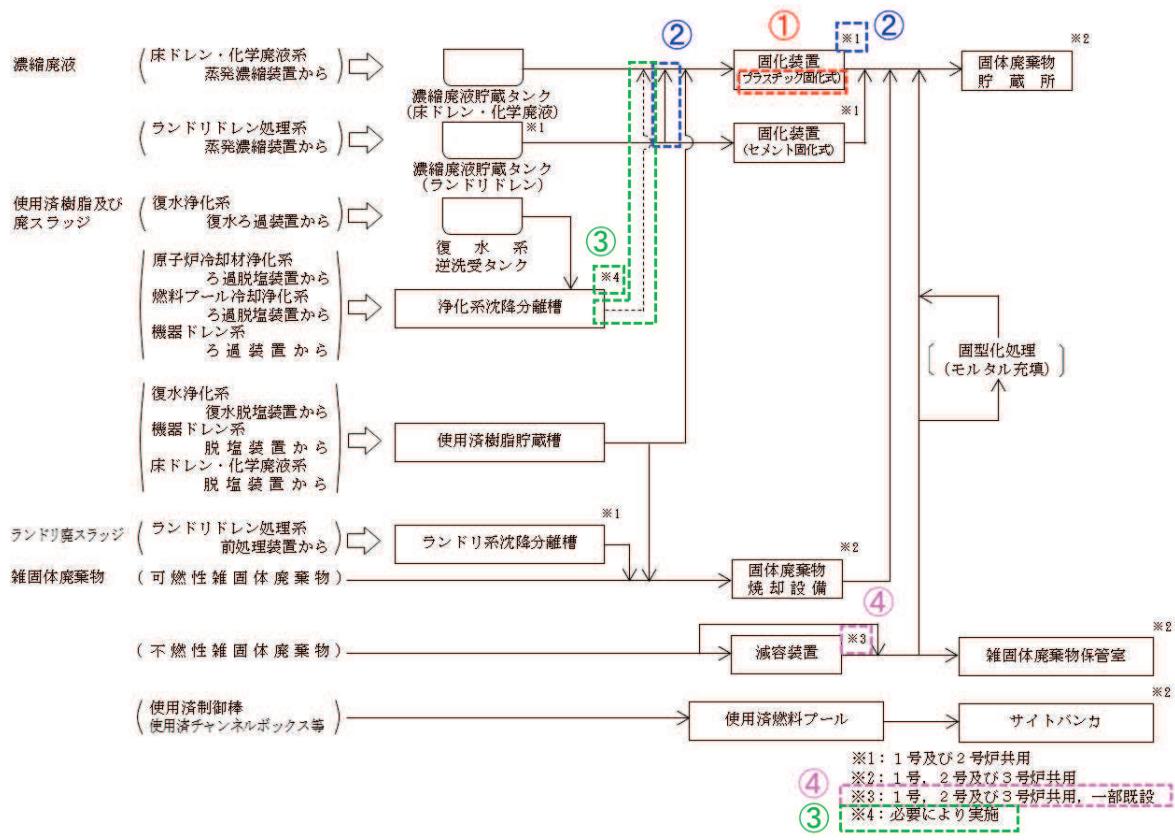
(6) 雜固体廃棄物保管室 (1号, 2号及び3号炉共用)

構 造 鉄筋コンクリート造
容 量 約 500m^3

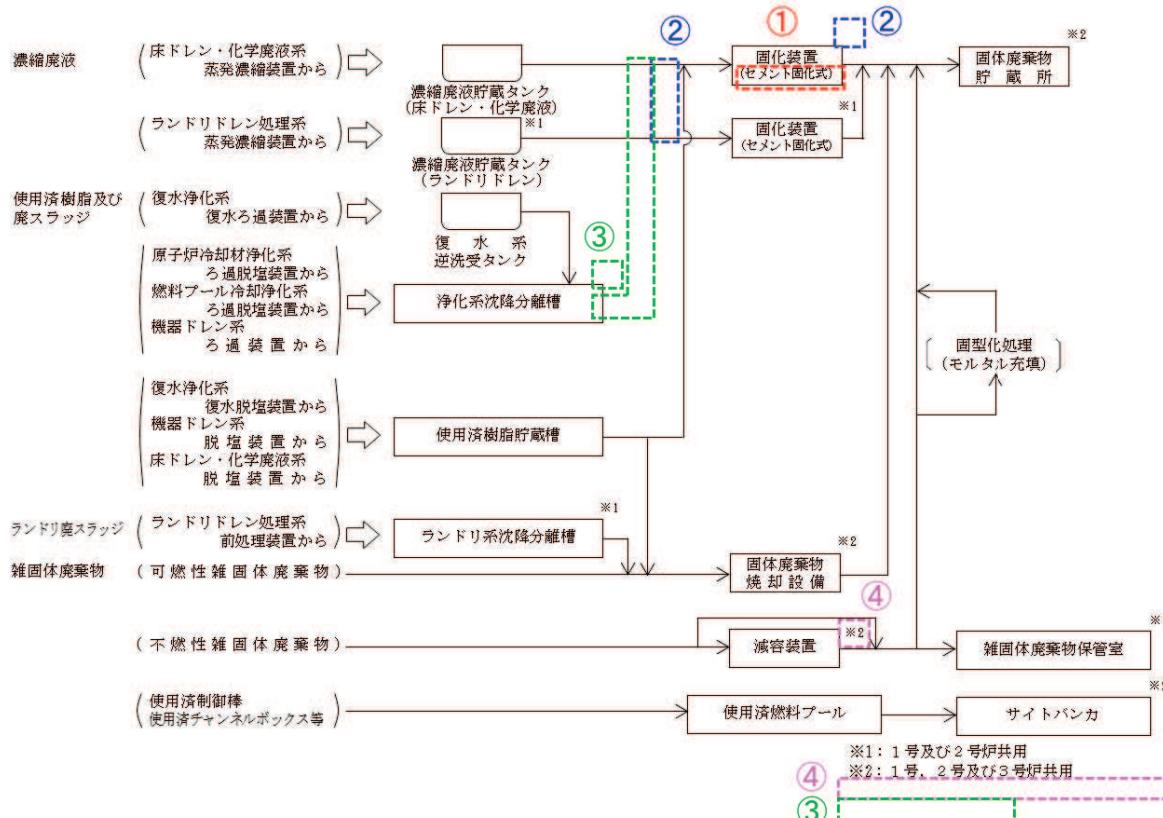
(7) 固体廃棄物貯蔵所

第1棟 (1号, 2号及び3号炉共用)

位 置 発電所敷地内
貯 藏 能 力 固体廃棄物約 55,000 本 (200ℓ ドラム缶)
相当を貯蔵可能
構 造 鉄筋コンクリート造
面 積 約 $19,300\text{m}^2$



(変更前)



(変更後)

【変更理由】 ①固化材変更 ②共用取り止め ③固化処理プロセスの削除 ④記載の適正化

第3-1図 固体廃棄物処理系系統概要図

4. 固化装置の変更概要

濃縮廃液及び使用済樹脂を固化するために原子炉建屋付属棟に設置した固化装置の固化材を「プラスチック」から「セメント」に変更することに伴い、固化装置のうちプラスチック固化に関する機器等を撤去し、セメント固化専用の機器等を追設する。

セメント固化式固化装置の設置場所を第 4-1 図に示す。また、変更前後の機器配置イメージを第 4-2 図に示す。

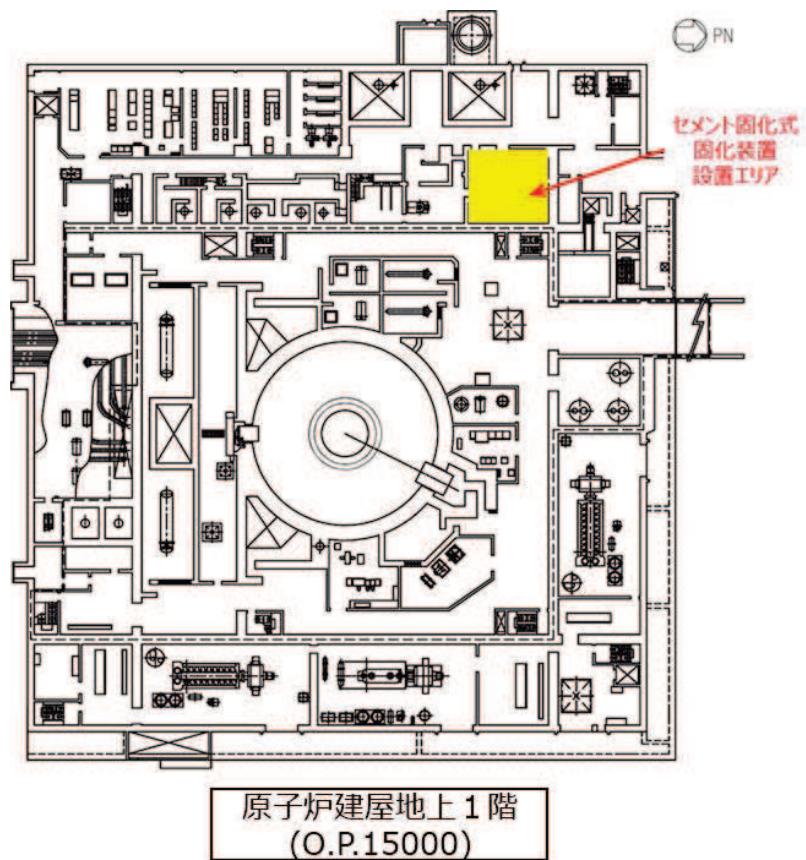
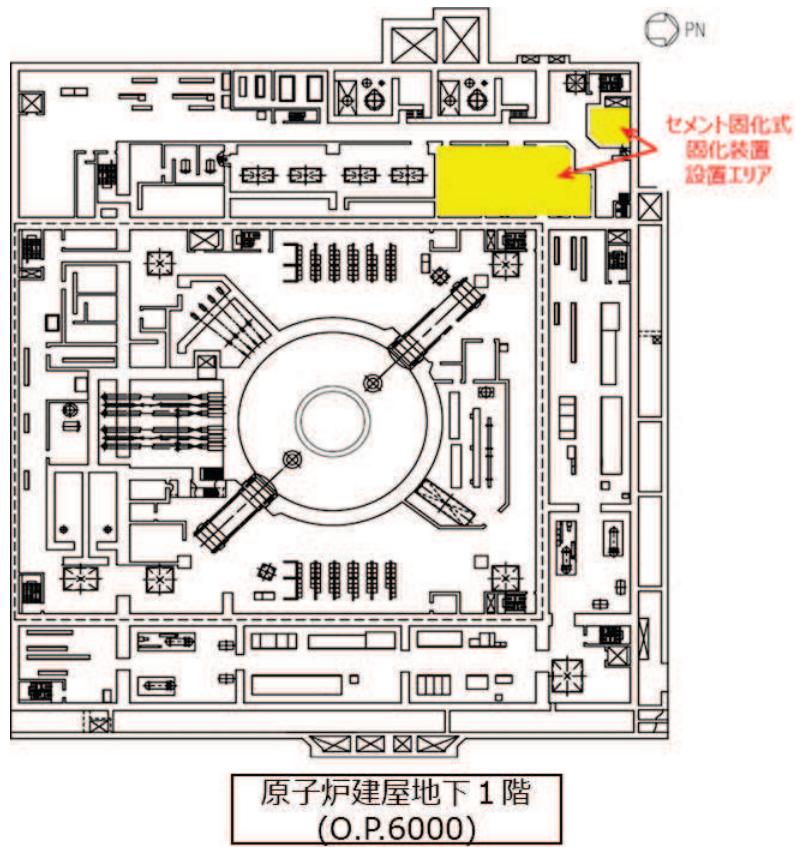
床ドレン・化学廃液系の蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液（以下「床・化学濃縮廃液」という。）は、濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・化学廃液系）から乾燥機給液タンクに移送された後、乾燥機給液ポンプにより濃縮廃液計量タンクを通してドラム缶に供給され、固化材計量供給ホッパを通してドラム缶に供給される固化材（セメント）と、混練機にてドラム缶内で攪拌・混合し、固化する。

復水浄化系の復水脱塩装置、機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の脱塩装置から発生する使用済樹脂（以下「使用済粒状樹脂」という。）は、使用済樹脂貯蔵槽から脱水機へ導かれ脱水処理した後、使用済樹脂受入ホッパを通してドラム缶に供給され、固化材計量供給ホッパを通してドラム缶に供給される固化材（セメント）及び濃縮廃液計量タンクを通してドラム缶に供給される混練水と、混練機にてドラムは、床・化学濃縮廃液及び使用済粒状樹脂を模擬したうえで、セメント固化処理の成立性を確認している。

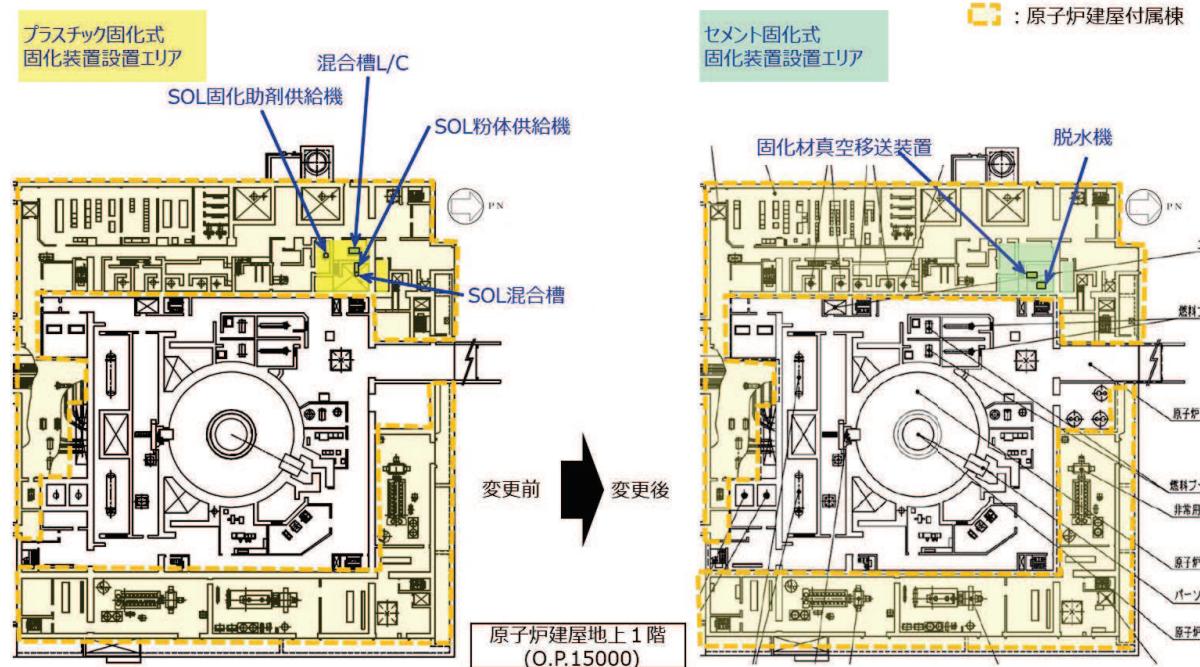
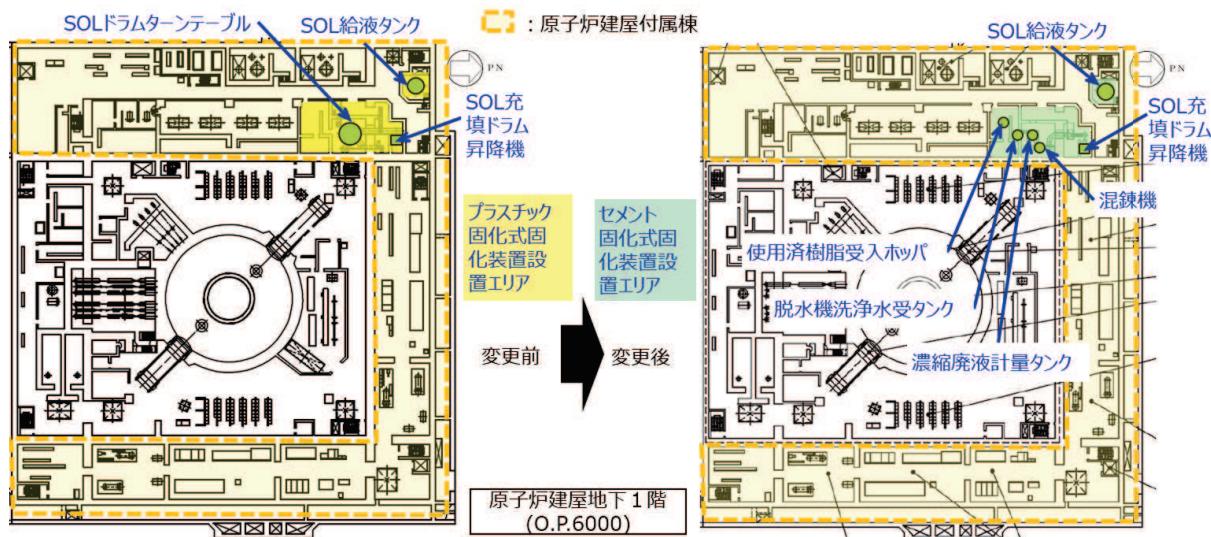
使用済粉末樹脂等は、中深度処分の対象廃棄物として、電力大にて処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、これらについてセメント固化処理の成立性確認は実施していない。従って、今回の固化材変更にあたっては、浄化系沈降分離槽からセメント固化式固化装置への処理プロセスを第 3-1 図のとおり削除する。

なお、固化材は変更となるが「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要度分類については、第 4-1 表のとおり「放射性物質の貯蔵機能（PS-3）」より変更はない。

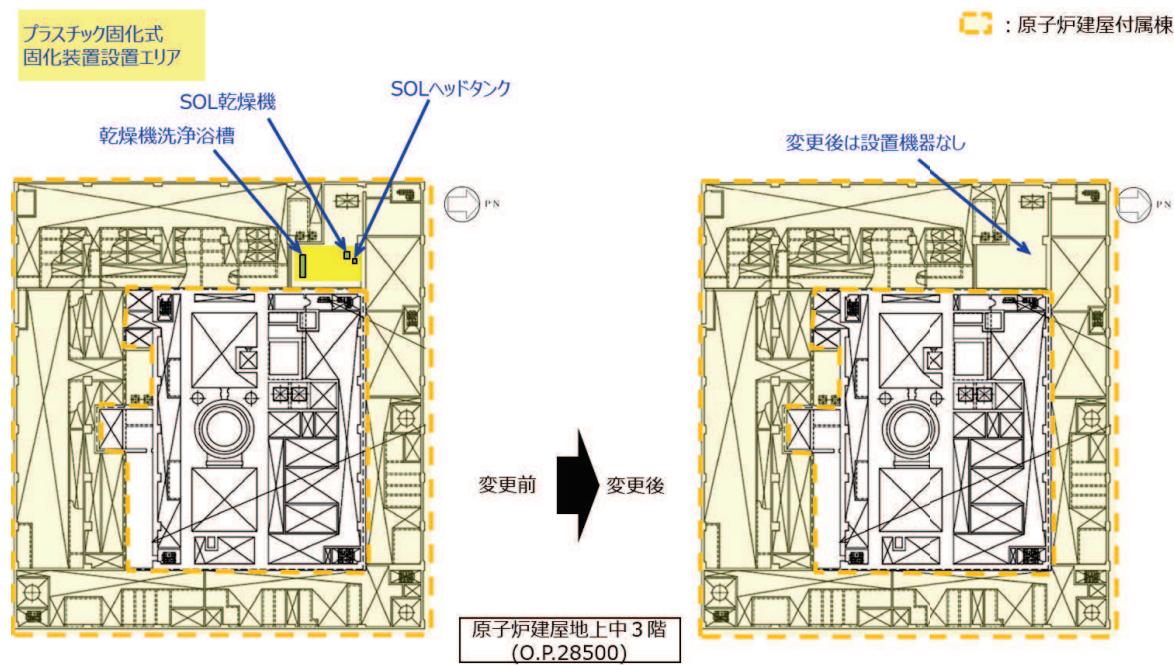
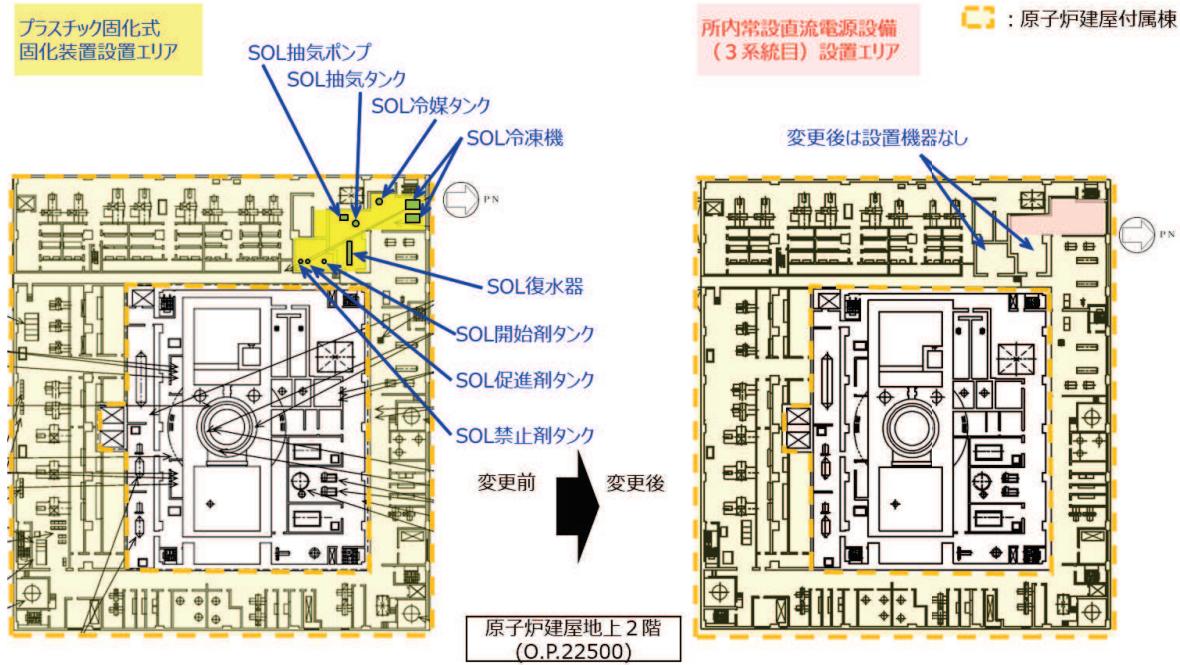
また、セメント固化式固化装置は 1 号炉との共用を取り止め、2 号炉設備とする。セメント固化式固化装置の仕様を第 4-2 表、セメント固化式固化装置概略系統図を第 4-3 図に示す。



第4-1図 セメント固化式固化装置の設置場所



第 4-2 図 変更前後の機器配置イメージ (1/2)



第4-2図 変更前後の機器配置イメージ (2/2)

第4-1表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

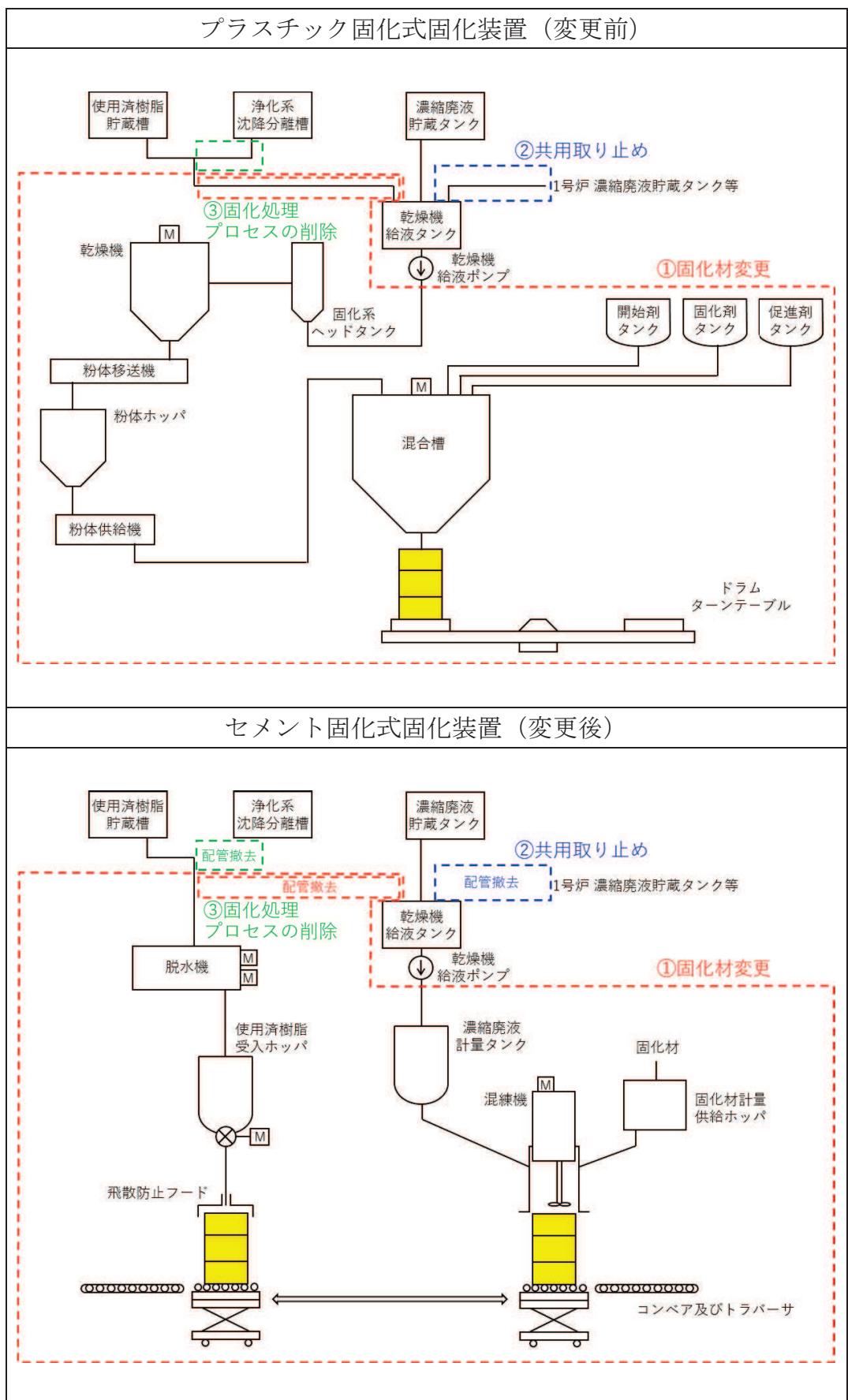
発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針				女川原子力発電所2号炉
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	構築物、系統又は機器
MS-2	2)異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	1)事故時のプラント状態の把握機能	事故時監視計器の一部	【サブレッショングレンチエンバ冷却】 ・原子炉水位（広帯域） ・原子炉水位（燃料域） ・サブレッショングループ水温度 【可燃性ガス濃度制御系起動】 ・格納容器内雰囲気水素濃度 ・格納容器内雰囲気酸素濃度
				BWRには対象機能なし (対象外)
		3)制御室外からの安全停止機能	制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）	中央制御室外原子炉停止装置
PS-3	1)異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	1)原子炉冷却材保持機能（PS-1、PS-2以外のもの）	原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される計装等の小口径配管、弁	計装配管、弁 試料採取系配管、弁 ドレン配管、弁 ベント配管、弁
		2)原子炉冷却材の循環機能	原子炉冷却材再循環系	原子炉再循環ポンプ、配管、弁、ライザーパイプ（炉内）、ジェットポンプ（炉内） 復水貯蔵タンク 液体廃棄物処理系（HCW収集タンク、HCW調整タンク、HCWサンプルタンク、LCW収集槽、LCWサンプル槽） 固体廃棄物処理系（セメント固化式固化装置、浄化系沈降分離槽、使用済樹脂貯蔵槽、濃縮廃液貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵所（ドラム缶）、固体廃棄物焼却設備、サイトバンカ設備、雑固体廃棄物保管室） 新燃料貯蔵庫 新燃料貯蔵ラック
		3)放射性物質の貯蔵機能	サブレッショングループ水排水系、復水貯蔵タンク、放射性廃棄物処理施設（放射能インペントリの小さいもの）	

第4-2表 セメント固化式固化装置の仕様

項目	仕様
形式	セメント固化式※1
基数	1
搅拌方式	インドラム方式※2

※1 セメント固化する放射性廃棄物は、床・化学濃縮廃液及び使用済粒状樹脂である。固化処理については、床・化学濃縮廃液及び使用済粒状樹脂を模擬したうえで、セメント固化の成立性を確認している。

※2 搅拌方式は、インドラム方式を採用する。搅拌方式には、インドラム方式とアウトドラム方式がある。インドラム方式は、セメント固化体の発生量が増加するが、設備が簡素で保守性に優れるメリットがある。



第4-3図 セメント固化式固化装置概略系統図

固化装置の固化材変更に伴う床・化学濃縮廃液の発生量、ランドリドレン処理系の蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液（以下「ランドリ濃縮廃液」という。）の発生量、使用済粒状樹脂の発生量と、これらの廃棄物をセメント固化式固化装置及びセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）で固化材（セメント）と混合し固化した際のドラム缶の発生量を第4-3表に示す。

第4-3表 床・化学濃縮廃液、ランドリ濃縮廃液、使用済粒状樹脂及びドラム缶の発生量

種類	発生量	推定根拠
床・化学濃縮廃液	約70m ³ /年	固化材の変更に伴い、床・化学濃縮廃液の発生量は減少（66.5m ³ →63.7m ³ ）するが、その減少量は僅かであることから、発生量は約70m ³ （66.5m ³ ）から変更しない。
ランドリ濃縮廃液	約20m ³ /年	ランドリ濃縮廃液の発生量に係る変更はない。
使用済粒状樹脂	約15m ³ /年	使用済粒状樹脂の発生量に係る変更はない。
ドラム缶	約830本/年	床・化学濃縮廃液： ドラム缶1本あたりの充填量約140L/本 (年間あたり約480本製作) ランドリ濃縮廃液： ドラム缶1本あたりの充填量約111L/本 (年間あたり約120本製作)※ 使用済粒状樹脂： ドラム缶1本あたりの充填量約25kg-dry/本 (年間あたり約230本製作)

※ セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）で固化処理しており、本変更後も引き続きセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）により固化処理することから、本変更によるドラム缶発生本数の変更はない。

5. 本変更による放射性廃棄物の貯蔵及び貯蔵保管への影響について

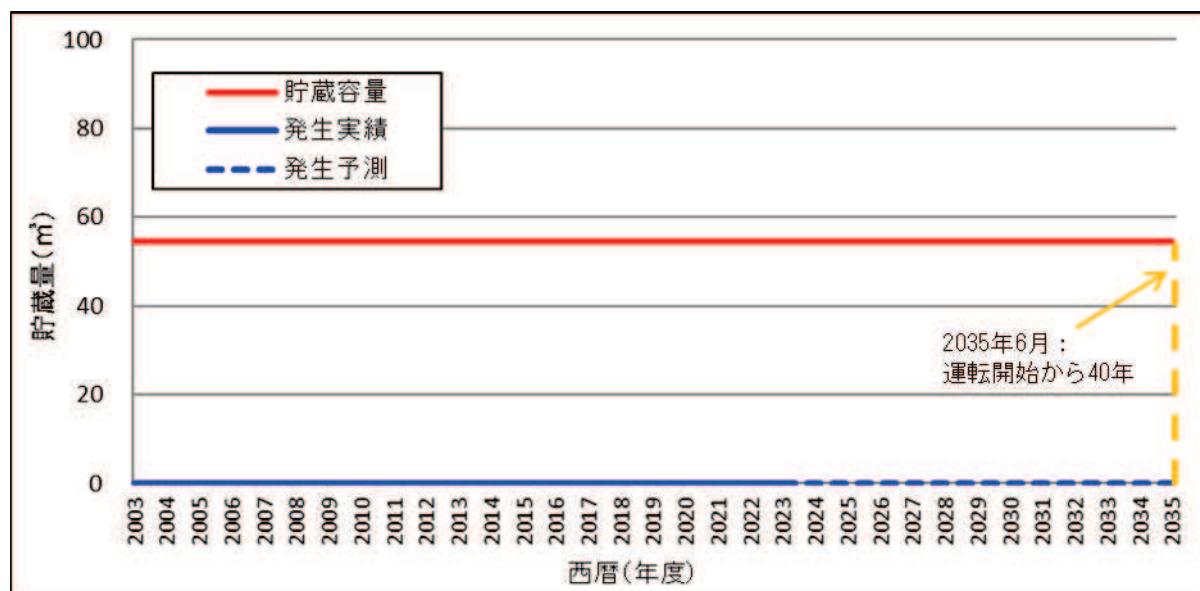
本変更後も、放射性廃棄物を適切にタンク等への貯蔵及び貯蔵所への貯蔵保管できることを以下のとおり確認した。

(1) 床・化学濃縮廃液

床・化学濃縮廃液は今まで発生実績はないため、濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・化学廃液）への受入実績はない。今後も同様の推移になると予測され、十分な貯蔵容量を確保している（第5-1図参照）。

また、床・化学濃縮廃液の設置許可上の推定発生量約70m³/年をセメント固化式固化装置で固化処理するのに要する日数は約120日であり、使用済粒状樹脂の固化処理日数と合わせても約200日であることから、十分処理可能である（第5-1表参照）。

固化材の変更に伴い、床・化学濃縮廃液の固化処理によるドラム缶の発生本数は増加する（約100本/年→約480本/年）が、これまでの濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・化学廃液）への受入実績による発生量予測を踏まえると、第5-1図のとおり当面の間は処理する必要がないため、固体廃棄物貯蔵所（貯蔵保管容量約55,000本（200Lドラム缶相当））への貯蔵保管に影響はない（第5-5図参照）。



第5-1図 濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・化学廃液）の貯蔵量推移予測

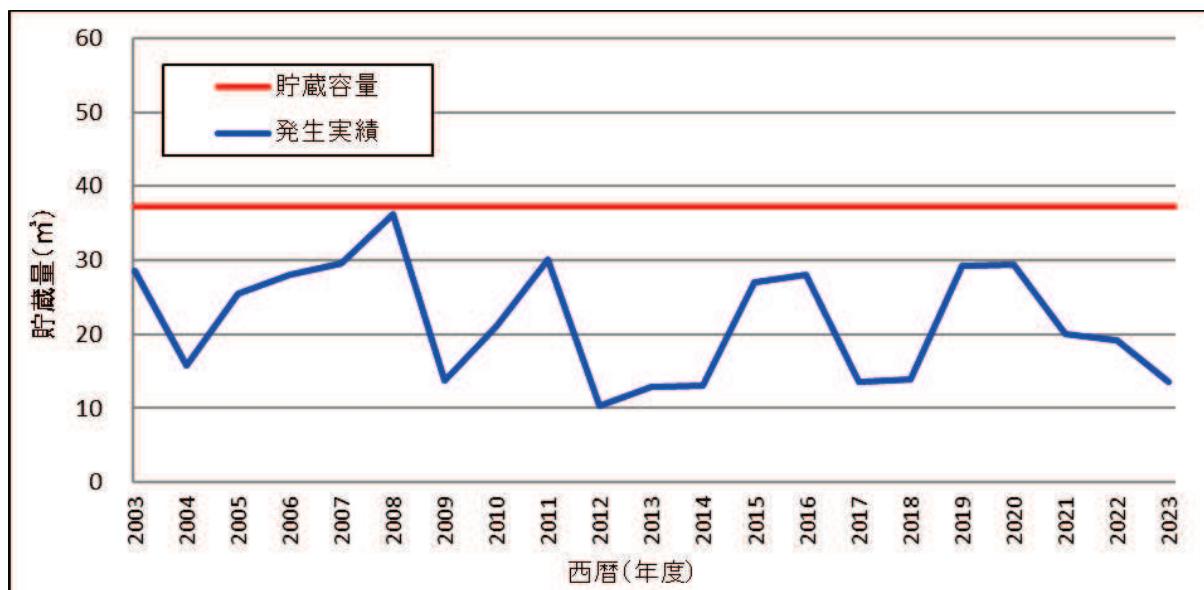
第5-1表 セメント固化式固化装置による各廃棄物の固化処理日数

	床・化学濃縮廃液	使用済粒状樹脂
年間発生量 (添付書類九に記載の設計 値)	①約 70m ³	①約 15m ³
ドラム缶 1本あたりの充填量	②約 0.14m ³	②約 0.066m ³ 約 25kg-dry 樹脂密度は 380kg-dry/m ³
一日あたりの固化処理本数	③4本/日	③3本/日
処理に要する日数	約 120 日 (①÷②÷③)	約 80 日 (①÷②÷③)

(2) ランドリ濃縮廃液

ランドリ濃縮廃液は、セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）又はプラスチック固化式固化装置で処理できる設計としているが、本変更に伴いプラスチック固化式固化装置での処理を取り止める。

ランドリ濃縮廃液は、これまでプラスチック固化式固化装置による処理実績はなく、セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）のみで処理しており、今後もセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）により固化処理することから、適切に貯蔵及び貯蔵保管できる（第5-2図参照）。



第5-2図 濃縮廃液貯蔵タンク（ランドリドレン）の貯蔵量推移実績

(3) 使用済粒状樹脂

使用済粒状樹脂は、使用済樹脂貯蔵槽で貯蔵しており、これまで固化等の処理実績はない。

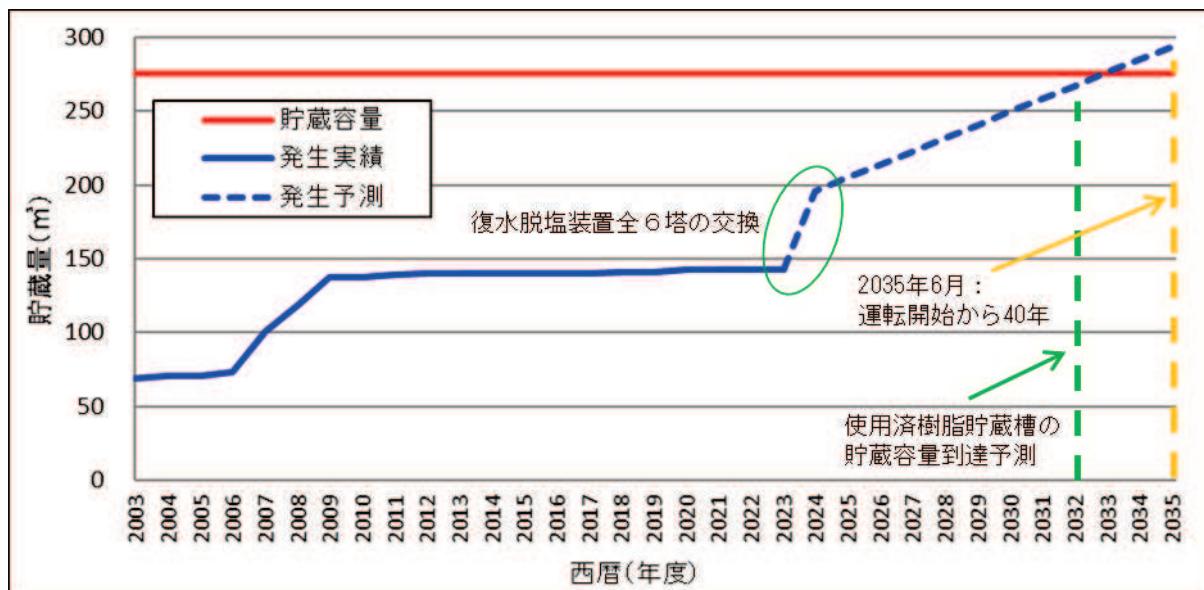
これまでの受入実績による発生量予測※を踏まえると、使用済樹脂貯蔵槽の貯蔵量は2032年度には貯蔵容量に達すると予測されるが、貯蔵容量到達前にセメント固化式固化装置を設置することから、適切に貯蔵及び貯蔵保管できる（第5-3図参照）。

また、使用済粒状樹脂の設置許可上の推定発生量約15m³/年をセメント固化式固化装置で固化処理するのに要する日数は約80日であり、床・化学濃縮廃液の固化処理日数と合わせても約200日であることから、十分処理可能である（第5-1表参照）。

固化材の変更に伴い、使用済粒状樹脂の固化処理によるドラム缶の発生本数は増加する（約60本/年→約230本/年）が、雑固体廃棄物の焼却処理により、放射性廃棄物の貯蔵保管量の低減を図るとともに、低レベル放射性廃棄物埋設センターへの搬出により、固体廃棄物貯蔵所（貯蔵保管容量約55,000本（200Lドラム缶相当））において放射性廃棄物を適切に貯蔵保管することができる（第5-5図参照）。

※ 発生量予測

- 2号炉再稼働前：0.33m³/月 + 復水脱塩装置全6塔の交換 48.6m³
(8.1m³/塔 × 6塔)
- 2号炉再稼働後：0.74m³/月



第5-3図 使用済樹脂貯蔵槽の貯蔵量推移予測

(4) 使用済粉末樹脂等

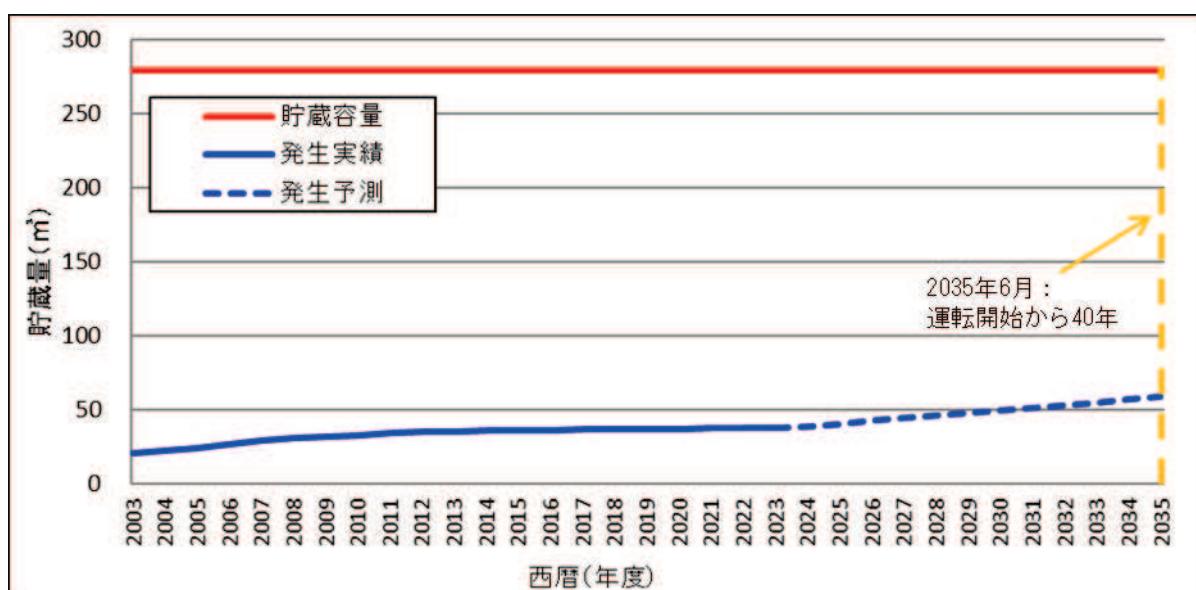
使用済粉末樹脂等は、浄化系沈降分離槽に貯蔵しており、これまで固化処理実績はない。

使用済粉末樹脂等は、中深度処分の対象廃棄物として、電力大にて処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二第一項第二号の規定に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の中深度処分施設」への搬出が必要になる時期までに、処分施設の設計に応じて処理方法を確立し、処理設備を設置する。

のことから、処理設備を設置するまで浄化系沈降分離槽において貯蔵する必要があるが、これまでの受入実績による発生量予測※を踏まえると、浄化系沈降分離槽の貯蔵容量には十分余裕があり、当面の間、貯蔵が可能である（第5-4図参照）。

※ 発生量予測

- ・ 2号炉再稼働前 : 0.08m³/月
- ・ 2号炉再稼働後 : 0.15m³/月



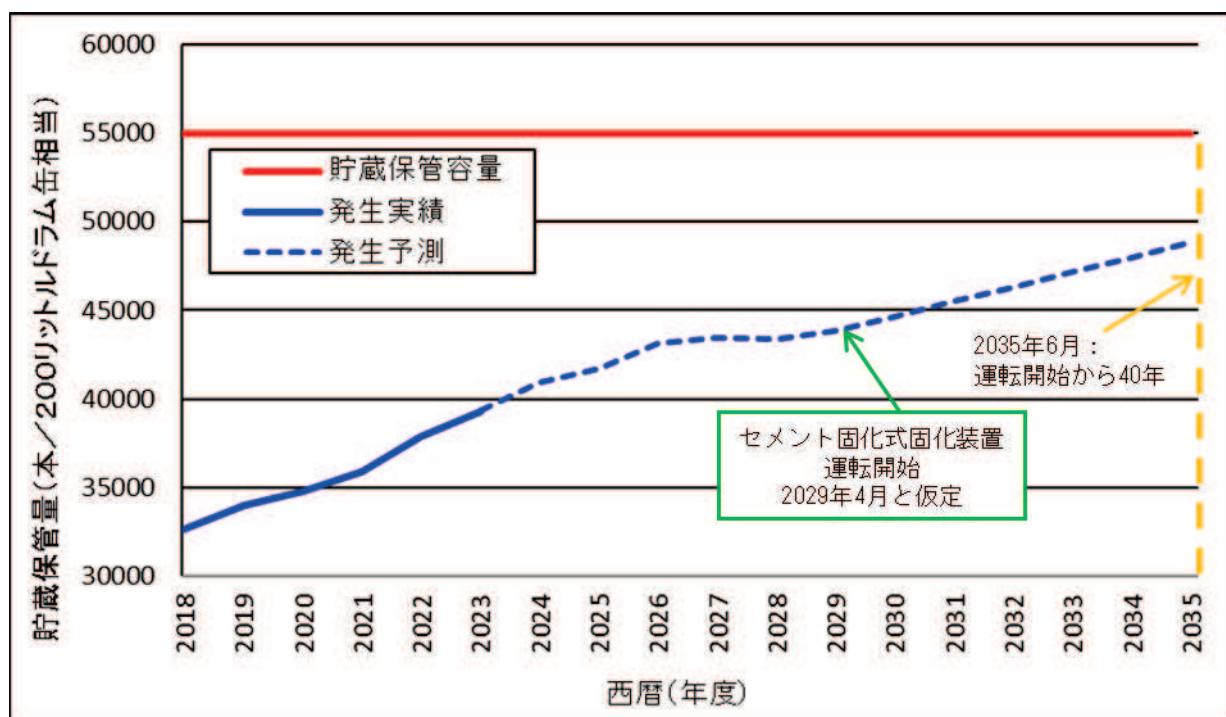
第5-4図 浄化系沈降分離槽の貯蔵量推移予測

(5) プラスチック固化式固化装置の撤去に伴い発生する放射性廃棄物

プラスチック固化式固化装置の撤去箇所を第4-2図に示す。

プラスチック固化式固化装置は、これまで放射性廃棄物の処理実績がないため、原子炉施設保安規定に基づき「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断できるものは産業廃棄物として処分し放射性廃棄物の低減を図る。

また、上記以外の放射性廃棄物はドラム缶等の容器に封入し固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管するが、雑固体廃棄物の焼却処理により、放射性廃棄物の貯蔵保管量の低減を図るとともに、低レベル放射性廃棄物埋設センターへの搬出により、固体廃棄物貯蔵所（貯蔵保管容量約55,000本（200Lドラム缶相当））において放射性廃棄物を適切に貯蔵保管することができる（第5-5図参照）。



第5-5図 固体廃棄物貯蔵所の貯蔵保管量推移予測

6. 本変更による放射線業務従事者が受ける放射線量について

固化体製作時における放射線業務従事者が放射線を受ける作業は、主に固体廃棄物貯蔵所へ運搬するためのドラム缶のサーベイ（管理区域外搬出）を行うタイミングである。固化方式の違いによる各廃棄物の放射能濃度を第 6-1 表に示す。ドラム缶発生量はセメント固化方式により約 3～5 倍に増加するが、第 6-1 表のとおり表面線量当量率が約 1/3～1/5 に低下するため、作業に伴い放射線業務従事者が受ける線量はほぼ同じである。

第 6-1 表 固化方式の違いによる各廃棄物の放射能濃度

	固化方式	廃棄物発生量 m ³ /年	ドラム缶発生量 本/年	放射能濃度※1 Bq/cm ³	放射能量		表面線量当量率※3 μSv/h	被ばく線量※4 μSv
					Bq※2	Bq/本		
床・化学濃縮廃液	プラスチック	約 70	約 100	1.9×10 ⁴	1.3×10 ¹²	1.3×10 ¹⁰	2.0×10 ³	3.3×10 ⁴
	セメント		約 480			2.7×10 ⁹	4.1×10 ²	3.3×10 ⁴
使用済粒状樹脂	プラスチック	約 15	約 60	1.3×10 ⁴	1.9×10 ¹¹	3.2×10 ⁹	4.9×10 ²	4.9×10 ³
	セメント		約 230			8.3×10 ⁸	1.3×10 ²	4.9×10 ³

※1 遮蔽設計上の放射能濃度

※2 放射能濃度×廃棄物発生量

※3 表面線量当量率は簡易評価により計算

表面線量当量率=放射能量 (Bq/本) × 実効線量率定数 ÷ ドラム缶表面積 (約 2 m²)

(実効線量率定数 : 0.305 μSv · m² · MBq⁻¹ · h⁻¹) (Co-60) 【出典 : アイソトープ手帳 12 版】

※4 被ばく線量は距離による低減効果を見込まずに表面線量当量率に 1 本あたりのサーベイ時間 (約 10min/本) 及びドラム缶発生量を乗じて計算

7. 本変更工程について

プラスチック固化式固化装置を撤去するが、今後の廃棄物発生量を考慮して使用済樹脂貯蔵槽の貯蔵容量到達前にセメント固化式固化装置を設置する。

工事計画は第7-1表のとおり。

第7-1表 工事計画

以 上

基準適合のための設計方針

本変更により、原子炉設置変更許可申請書を変更する条文を下図に基づき分類し、関連する設置許可基準規則の条文について基準適合のための設計方針を整理した結果を次表に示す。

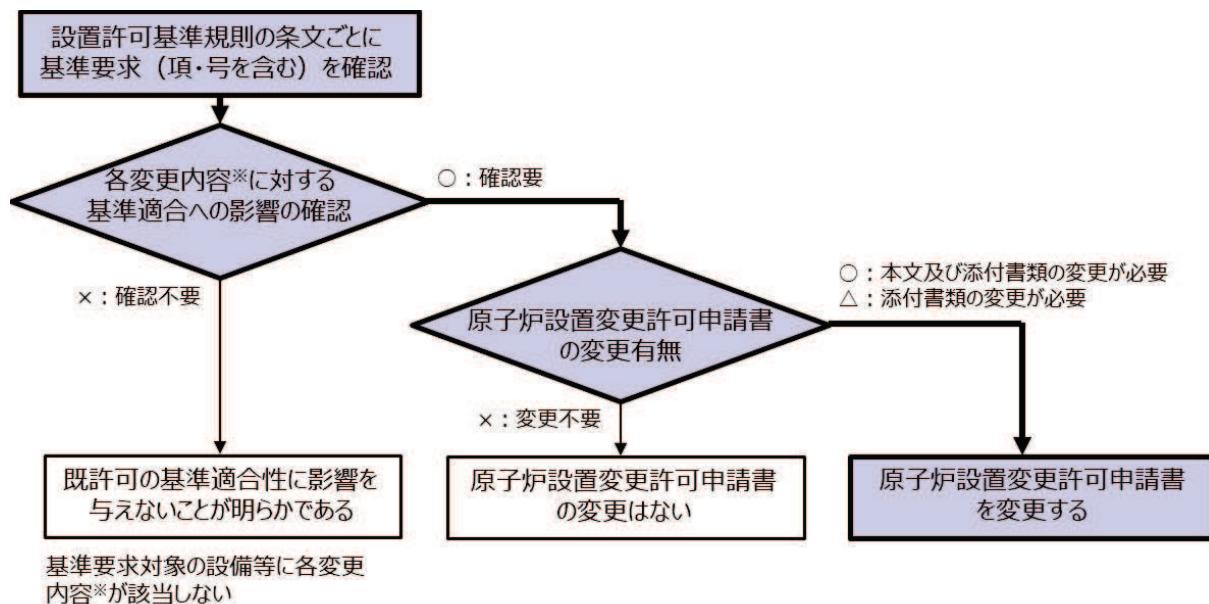


図 本変更に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更有無の確認フロー

試験許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
第一条（適用範囲）	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及み添付書類有：○ 添付書類有 なし：△ △ × × × ×	既許可	セメント固化式固化装置の設置時 設計許可基準規則
第二条 用語の定義。	×	要求事項ではないため、関係条文ではない。	－	－	－
第三条（設計基準対象施設の地盤）	1 設計基準対象施設は、地震力が作用した場合においても当該設計地盤が受けなければならぬ、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤でなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤でなければならぬ。 3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤でなければならぬ。	×	セメント固化式固化装置は、十分な支持力を有する地盤に設けられた原子炉建屋付属棟内に設置するため、確認が象外としている。	－	－
第四条（地盤上の損傷の防止）	1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	○	セメント固化式固化装置は、耐震重要度分類はCクラスとし、耐震重要度分類Bクラス又はCクラスとし、耐震重要度分類Bクラス又はCクラスとして設定した地震力に対しておそれがない地盤でなければならない。	－	●耐震重要度分類 設計基準対象施設が有する機能に応じて耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類する方針としている。 ●新答限界 セメント固化式固化装置はCクラスの機器・配管系の許容限界は、おそれがない地盤でなければならない。 ●耐震重要度分類Bクラス又はCクラスとして設定した地震力に対しておそれがない地盤でなければならない。 ●地盤力の算定方法 セメント固化式固化装置に適用する水平方向の地盤力は、Bクラス及びCクラスの機器・配管系として係数1.5を乗じた地盤層せん断力係数C_iに20%増減とした地盤層せん断力係数C_iとして算定する方針としている。
第五条（地盤上の損傷の防止）	3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地盤（以下「基礎地盤による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	×	セメント固化式固化装置は、耐震重要度分類のBクラス又はCクラスであり、当該設備の施設的影響によりて、耐震重要度を及ぼすおそれがあるが、セメント固化式固化装置による影響を設置するため、セメント固化式固化装置の構築等による波及的影響によつて耐震重要施設の安全機能を損なうことはないため、確認対象外としている。	－	－
第六条（地盤上の損傷の防止）	4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面に対する安全機能が損なわれるおそれがあるおそれがないものでなければならぬ。	×	セメント固化式固化装置は、耐震重要施設ではないため、確認が象外としている。	－	－
第七条（地盤上の損傷の防止）	5 炉心内の燃料被覆材は、基礎地盤動による地盤力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	×	セメント固化式固化装置は、炉心内の燃料被覆材の設計及び設計方針に係らない設備であるため、確認が象外としている。	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化材の変更)(2/14)

設計許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及添付書類有：○ 添付書類有 なし：△ ；×	申請書変更有無 設計許可基準規則	既許可 既許可	セメント固化式固化装置の設置時
第四条（地震による損傷の防止上）	6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるとおそれがないものでなければならぬ。兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置に用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの 二 基準地震動による地震力	兼用キャスクを採用していないため、確認対象外としている。	－	－	－
第五条（津波による損傷の防止）	7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある範面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 二	兼用キャスクを採用していないため、確認対象外としている。	×	－	－
	1 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。 二	セメント固化式固化装置は、安全機能の重要度がP.S.-3のクラス3設備であることから、設計基準対象施設の浪波に対する影響対象設備に該当せず、原原子炉施設の安全性に影響しないことから、確認対象外としている。	×	－	－
	2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置され位置のふんにかかる判断のために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの 二 基準津波	兼用キャスクを採用していないため、確認対象外としている。	×	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化材の変更) (3/14)

一：該当なし

既許可からの変更点及び基準適合性等(固化材の変更)(5/14)

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化材の変更)(6/14)

許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由 △	申請書変更有無 本件及ぶ添付書類有：○ 添付書類有 なし：△ △ ×	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 既許可 既許可	セメント固形化装置の設置時	セメント固形化装置の設置時
第十条 (誤操作の防止)	△	運転員の誤操作を防止するため、盤の配線、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示により常用原水ポンプ施設の状態が正確、かつ迅速にわかりやすく留意した設計とした。保守点検において誤りが生じにくくより留意した設計とした。	運転員の誤操作を防止するため、盤の配線、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示により常用原水ポンプ施設の状態が正確、かつ迅速にわかりやすく留意した設計とした。保守点検において誤りが生じにくくより留意した設計とした。	セメント固形化装置は、運転員の誤操作を防止するため、盤の配線、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示により常用原水ポンプ施設の状態が正確、かつ迅速にわかりやすく留意した設計とした。保守点検において誤りが生じにくくより留意した設計とした。	セメント固形化装置は、運転員の誤操作を防止するため、盤の配線、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示により常用原水ポンプ施設の状態が正確、かつ迅速にわかりやすく留意した設計とした。保守点検において誤りが生じにくくより留意した設計とした。
第十一条 (安全難通路等)	○	1 設置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	○ ○	セメント固形化装置が設置される原子炉施設で有章な可能性能をもつて同時にもたらされた環境条件(地震、外部電源喪失並びにはい煙、有毒ガス、降下火災、内部漏水、外部電源喪失並びに漏電)を想定して、運転員による操作等を損なうおそれのある機器・弁やアーチ等に対して、色分けや絞取付け等による識別管理を行うとともに、誤操作を防止する設計とする。	セメント固形化装置が有章な可能性能をもつて同時にもたらされた環境条件(地震、外部電源喪失並びにはい煙、有毒ガス、降下火災、内部漏水、外部電源喪失並びに漏電)を想定して、運転員による操作等を損なうおそれのある機器・弁やアーチ等に対して、色分けや絞取付け等による識別管理を行うとともに、誤操作を防止する設計とする。
	△		—	セメント固形化装置が有章な可能性能をもつて同時にもたらされた環境条件(地震、外部電源喪失並びにはい煙、有毒ガス、降下火災、内部漏水、外部電源喪失並びに漏電)を想定して、運転員による操作等を損なうおそれのある機器・弁やアーチ等に対して、色分けや絞取付け等による識別管理を行うとともに、誤操作を防止する設計とする。	セメント固形化装置が有章な可能性能をもつて同時にもたらされた環境条件(地震、外部電源喪失並びにはい煙、有毒ガス、降下火災、内部漏水、外部電源喪失並びに漏電)を想定して、運転員による操作等を損なうおそれのある機器・弁やアーチ等に対して、色分けや絞取付け等による識別管理を行うとともに、誤操作を防止する設計とする。
	×	1 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 —その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全難通路	×	セメント固形化装置が設置される原子炉建屋付属棟には、連絡通路が設けられており、また、難通路に応じて、機械並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置により容易に識別されているため、セメント固形化装置により新たな設置要求等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	セメント固形化装置は、非常灯及び誘導灯が設置された原子炉建屋付属棟に設置するため、セメント固形化装置の設置により新たな設置要求等が課せられるものではないため、確認対象外としている。
	X	二 照明用の電源が喪失した場合における機能	X	—	—
	X	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	X	セメント固形化装置は、設計基準事故が発生する場合において、作業用照明が必要となる作業場所でないため、確認対象外としている。	—

設置許可基準規則	固化材の変更への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無		（－：該当なし）
	確認不要 要：○ 否：×	確認不要の理由 △	申請書変更有無 本件及び添付書類有：○ 添付書類有 なし：△ △	既許可 セメント固化式固化装置の設置時	
第十二条（安全施設）	1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならぬ。	○	セメント固化式固化装置は、放射性物質の貯蔵機能（PS-3）を有する固体廃棄物系の設備であり、安全機能の重要度は2及びクラス3に分類している。安全施設は、この分類に応じて、それが果す安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。	安全施設を「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、PS-3を有する安全機能の性質に応じて、異常発生防止系（PS）及び異常監視系（MS）にて、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。	セメント固化式固化装置は、放射性物質の貯蔵機能（PS-3）を有する設備である。それが果たす安全機能の性質に応じて、異常発生防止系（PS）及び異常監視系（MS）にて、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。
	2 安全機能を有する系統のうち、安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具が所定の安全性能を失うこと（能動的原因による多重故障を除く。）をもたらす場合において、外部電源が引ききりの場合においても機器を構成する機械又は器具の機能及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。	×	セメント固化式固化装置は、放射性物質の貯蔵機能（PS-3）を有する固体廃棄物系の設備であり、安全機能の重要度は2及びクラス3に分類している。安全施設は、この分類に応じて、それが果す安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。	セメント固化式固化装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、強度等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を考慮されいている安全機能を發揮できる設計とする。	セメント固化式固化装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、強度等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を考慮されいている安全機能を発揮できる設計とする。
	3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件下において、その機能を発揮することができるものでなければならない。	○	セメント固化式固化装置は、放射性物質の貯蔵機能（PS-3）を有する設備であり、その機能の健全性を定期的に検査する（保全プログラム）とし、定期検査を行なう（点検）とし、その機能を確認する（試験）を行なう。また、その機能を発揮することができるものでなければならない。	セメント固化式固化装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、強度等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を考慮されいている安全機能を発揮できる設計とする。	セメント固化式固化装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、強度等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を考慮されいている安全機能を発揮できる設計とする。
	4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じて、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	×	セメント固化式固化装置は、内部発生エネルギーの高い液体を内包せず、また萬回転機器にも該当しないため、収容物の発生源として考慮する必要はない。	セメント固化式固化装置は、内部発生エネルギーの高い液体を内包せず、また萬回転機器にも該当しないため、収容物の発生源として考慮する必要はない。	セメント固化式固化装置は、内部発生エネルギーの高い液体を内包せず、また萬回転機器にも該当しないため、収容物の発生源として考慮する必要はない。
	5 安全施設は、蒸気タービン、ボンブ及び他の機器又は配管の損傷により、安全性を損なわるものでなければならない。	×	セメント固化式固化装置は、ミサイル防護の対象としている。	セメント固化式固化装置は、ミサイル防護の対象としている。	セメント固化式固化装置は、ミサイル防護の対象としている。
	6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と二つ以上は相互に接続するものによって当該二つ以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	×	セメント固化式固化装置は、PS-3設備であり、重要安全施設ではないため、確認対象外としている。	セメント固化式固化装置は、PS-3設備であり、重要安全施設ではないため、確認対象外としている。	セメント固化式固化装置は、PS-3設備であり、重要安全施設ではないため、確認対象外としている。

許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及み添付書類有：○ 添付書類有 なし	申請書変更有無 既許可 ；×	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 既許可	セメント固化化装置の設置時 計測器具の監視規則
第十二条（安全施設） 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上を用い、且つ原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、差電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。	×	セメント固化化装置は、放射性物質の貯蔵機能（PS-3）を有するが、2以上の差電用原子炉施設間で共用しない設計とするため、本項に(3)にては確認対象外としている。	－	－	－
第十三条（運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の拡大の防止） 本文文は、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の拡大の防止における設計基準適合性の要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の拡大の防止における設計基準適合性の要件を定めている。	－	－	－
第十四条（全交流電源喪失に対する電源設備の設置） 本文文は、全交流動力電源喪失に対応するための電源設備の設置要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、全交流動力電源設備失時に機能が要求されるものではなく電源設備にも当らないことから、確認対象外としている。	－	－	－
第十五条（炉心） 本文文は、燃料体等の炉心、廻りに係る要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、炉心廻りの要件が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設） 本文文は、燃料体、使用済燃料及びそれらの貯蔵施設について、施設や開通設備の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、燃料体、使用済燃料及びそれらの貯蔵施設に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第十七条（原子炉冷却材圧力パワーダンパー） 本文文は、原子炉冷却材圧力パワーダンパーを構成する機器の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、原子炉冷却材圧力パワーダンパーを構成する機器に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第十八条（蒸気タービン） 本文文は、蒸気タービンの損壊、故障時ににおける安全性要件に係る要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、蒸気タービンの損壊、故障時ににおける安全性要件が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第十九条（非常用炉心冷却装置） 本文文は、非常用炉心冷却装置を定めている。	×	セメント固化化装置は、非常用炉心冷却装置に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十条（一次冷却材の減少分を補給する設備） 本文文は、通常運転時又は一次冷却材の減少分を補給する設備の設置要求について定めている。	×	セメント固化化装置は、一次冷却材の減少分を補給する設備の設置要求が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十一条（残留熱を除去することができる設備） 本文文は、原子炉圧力容器内において発生した残留熱の除去設備の設置要求について定めている。	×	セメント固化化装置は、原子炉圧力容器内において発生した残留熱の除去設備の設置要求が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十二条（最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備） 本文文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十三条（計測制御系施設） 本文文は、計測制御系施設の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、計測制御系施設に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十四条（安全保護回路） 本文文は、安全保護回路の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、安全保護回路に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第二十五条（反応度制御系及び原子炉制御系） 本文文は、反応度制御系及び原子炉制御系の設置要求及び要件を定めている。	×	セメント固化化装置は、反応度制御系に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－

許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
第二十六条（原子炉制御室等）	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由 セメント固化式開化装置は、原子炉制御室に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	申請書変更有無 本文及添付書類有：○ 添付書類有なし：△ 添付書類無：×	既許可 既許可	セメント固化式開化装置の設置時 既許可の影響見則
一 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物を用いた施設（第二項第ニ号に規定する放射性廃棄物をいう。以下この条において同じ。）を設けなければならない。	○	セメント固化式開化装置は、原子炉制御室の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性廃棄物の濃度を十分低減するための施設ではないことから、確認対象外とする。	×	—	固化解材の固化材についてセメントを用いる設計としている。
二 周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性廃棄物の濃度を十分に低減できるよう、差別的手段設置において溶生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。	○	セメント固化式開化装置は、周辺監視区域の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性廃棄物の濃度を十分低減するための施設ではないことから、確認対象外とする。	×	—	セメント固化式開化装置は、液体状の放射性廃棄物の漏えいの防止に係る施設及び敷地外への漏出の防止に係る施設とした。設計として、漏えいの発生を防止できない設計（1）漏えいの発生を防止できない設計（2）漏えいを早期に発見して対策が講じられている（3）建設外への漏えい及び（4）管理されない排水路への漏えいについては、既許可において対象外である。
第三十七条（放射性廃棄物の処理施設）	○	液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにつきては、放射性廃棄物が漏えいするることを防止し、工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとする。	—	—	セメント固化式開化装置は、液体状の放射性廃棄物の漏えいの防止に係る施設及び敷地外への漏出の防止に係る施設とした。設計として、漏えいの発生を防止できない設計（1）漏えいの発生を防止できない設計（2）漏えいを早期に発見して対策が講じられている（3）建設外への漏えい及び（4）管理されない排水路への漏えいについては、既許可において対象外である。

表 既許可からの変更点及び基準適合性(固化材の変更)(10/14)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）		
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由 △	申請書変更有無 本件及び添付書類有：○ 添付書類有 なし：△ △ ×	申請書変更見則 △	既許可	セメント固化装置の設置時	
第二十七条 放射性産業物の処理施設	三 固体状の放射性産業物の処理に係るものにあつては、放射性産業物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。	○	放射性固体産業物の処理施設は、次の各項の処理過程において放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。 (1) 放射性固体産業物は、その種類に応じて原子炉建屋付属施内の貯蔵槽内に貯蔵又は貯蔵保管するか、又はドラム缶に固化して固体産業物貯蔵所に貯蔵保管する。 (2) 焼却可能なものには焼却処理をして、焼却灰はドラム缶に詰めて固体産業物貯蔵所に貯蔵保管する。 (3) 不燃性固体産業物は、仕分けし、可能なものは破砕、圧縮により液密し、ドラム缶等に詰めて固体産業物貯蔵所に貯蔵保管するか、又は放射性物質が飛散しないよううな措置を講じて確保するか、並びに放射性物質が飛散する。これらは貯蔵保管室に貯蔵保管する。これらの滅菌装置は独立した区画内に設ける構造とする。 (4) 使用済副製品等は、その放熱能を減衰させたため、使用済燃料アールに計測した後、サイドバンクに貯蔵保管する。	セメント固化装置は、處理過程において放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。 以上のとおり、既許可における適合のための設計方針を踏まえて、固化材の変更に伴い、セメント固化式固化装置でドラム缶詰めした放射性固体産業物は、約55,000本(200Lドラム缶)相当貯蔵保管できる能力を有する。この他の使用溶槽を発生量の約5年分以上貯蔵できる容量とする。 サイトバンク(1号、2号及び3号炉専用貯槽)の容量は使用済副製品等を発生量の約10年分以上貯蔵できる容量とする。 また、ドラム缶詰めした放射性固体産業物を約55,000本(200Lドラム缶)相当貯蔵できる能力を有する溶槽(1号、2号及び3号炉専用貯槽)及び約50m ³ の貯蔵保管室(1号、2号及び3号炉専用貯蔵室)を設けたが、必要に応じて増設する。 固体産業物貯蔵施設は、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。	△	△
第二十八条 放射性産業物の貯蔵施設	1 工場等には、次に掲げるとこころにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。	○	放射性固体産業物を貯蔵する貯蔵槽から発生する使用済副製品及び液体産業物貯蔵スラッシュ及び他の使用済副製品を発生量の約5年分以上貯蔵できる能力を有する溶槽とする。 サイトバンク(1号、2号及び3号炉専用貯槽)の容量は使用済副製品等を発生量の約10年分以上貯蔵できる容量とする。 また、ドラム缶詰めした放射性固体産業物を約55,000本(200Lドラム缶)相当貯蔵できる能力を有する溶槽(1号、2号及び3号炉専用貯槽)及び約50m ³ の貯蔵保管室(1号、2号及び3号炉専用貯蔵室)を設けたが、必要に応じて増設する。	△	△	
第二十九条 第二十九条(工場等周辺における直線接続等からの防護)	一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。 二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設け得るものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。	×	セメント固化式固化装置は、放射性廃棄物の貯蔵施設ではないため、確認対象外としている。	—	—	
	1 設計基準対象施設は、通常運転時において輸小するもので、廃棄物の濃度および数量も変わらず、確認対象外としている。	×	セメント固化式固化装置は、放射性廃棄物の貯蔵施設ではないため、確認対象外としている。	—	—	
	1 設計基準対象施設は、通常運転時において輸小するもので、廃棄物の濃度および数量も変わらず、確認対象外としている。	×	セメント固化式固化装置の固化材の変更は、固化装置の設置面積が一部において縮小するもので、廃棄物の濃度および数量も変わらず、確認対象外としている。	—	—	

表 既許可からの変更と及ぼす基準適合性等(固化材の変更)(11/14)

表 既許可からの変更点及び基準適合性(固化材の変更)(12/14)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及添付書類有：○ 添付書類有：△ なし：×	既許可 既許可 既許可	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 セメント固化方式装置の設置時	
既許可基準規則					
第三十四条（緊急時対策所）	本条文は、緊急時対策所の設置要求及び要件を定めている。	× セメント固化方式装置は、緊急時対策所に係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第三十五条（通信連絡設備）	本条文は、通信連絡設備及び多様性を確保した通信回線の設置を要求している。	× セメント固化方式装置は、通信連絡設備等が配備された原子炉建屋付属施設に設置するため、セメント固化方式装置の設置により新たな設置要求及び要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第三十六条（補助ボイラー）	本条文は、補助ボイラーの設置要求及び要件を定めている。	× セメント固化方式装置は、補助ボイラーに係る要件等が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）	本条文は、重大事故等の拡大の防止等に係る要件を定めている。	× セメント固化方式装置は、重大事故等対処施設ではなく、左記のよう必要な要件が課せられるものではないため、確認対象外としている。	－	－	－
第三十八条（重大事故等対処施設の地盤）	本条文は、重大事故等対処施設を設置する地盤に係る要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第三十九条（地震による損傷の防止）	本条文は、重大事故等対処施設に対して地震に開する要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十条（津波による損傷の防止）	本条文は、重大事故等対処施設に対して津波に対する要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十一条（火災による損傷の防除）	本条文は、重大事故等対処施設に対して火災に対する要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十二条（特定重大事故等対処施設）	本条文は、特定重大事故等対処施設の設置要求及び要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十三条（重大事故等対処設備）	本条文は、重大事故等対処設備の要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十四条（緊急停止手段による原子炉を未臨界にするための設備）	本条文は、原子炉緊急停止手段時に原子炉を未臨界にするための設備の設置要求及び要件を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十五条（原子炉冷却材圧力バウンダリ）	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－	－
第四十六条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉の減圧機能が喪失した場合の設備の設置を定めている。	× 同上	－	－	－

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否(ー:該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無(ー:該当なし)	
確認不要 要:○ 否:×	確認不要の理由 本条文及以下の添付書類有: △; × 添付書類有 なし	申請書変更有無 本条文及以下の添付書類有: ○; △; × 添付書類有 なし	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 既許可 既許可	セメント固化式固化装置の設置時 既許可	
既許可基準適合への影響確認要否					
第四十七条(原子炉冷却材圧力パブランダ低圧時に遙電用原子炉を冷却するための設備)	本条文は、原子炉冷却材圧力パブルランダ低圧時に遙電用原子炉を冷却するための設備	× 同上	—	—	—
第四十八条(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)	本条文は、設計基準事故対応設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	× 同上	—	—	—
第四十九条(原子炉格納容器内の冷却器等のための設備)	本条文は、設計基準事故対応設備が有する原子炉格納容器内の冷却器等のための設備	× 同上	—	—	—
第五十条(原子炉格納容器の過圧破裂を防止するための設備)	本条文は、恒心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するための設備	× 同上	—	—	—
第五十一条(原子炉格納容器下部の冷却器等のための設備)	本条文は、恒心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器下部の冷却器等のための設備	× 同上	—	—	—
第五十二条(水素爆発による原子炉格納容器内の破損を防止するための設備)	本条文は、恒心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の水素爆発による破損を防止するための設備	× 同上	—	—	—
第五十三条(水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備)	本条文は、恒心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防ぐために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十四条(使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合における損傷を抑制するための設備)	本条文は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合における損傷を抑制するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十五条(工場等の放射性物質の貯蔵するための設備)	本条文は、恒心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽等の新しい損傷が発生した場合において、工場等外への放射性物質の漏出を抑制するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十六条(重大事故等の取扱るために必要な設備の設置要求)	本条文は、重大事故等の対処に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十七条(電源設備)	本条文は、重大事故等の対処に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十八条(計装設備)	本条文は、重大事故等の対処に必要な計装設備(パラメータを推定するための有効な情報を把握できる設備)の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性(固化材の変更)(14/14)

計量許可基準規則	固化材の変更 に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (－：該当なし)	
	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由 （記載欄付可否欄見則）	申請書変更有無 本文及添付書類有：○ 添付書類有 なし ；△ ；×	設計 既許可
第五十九条（運転 員が原子炉制御室 にどどまるための 設備）	本条文は、重大事故の発生時に運転員が原子炉制御室にどどまるための 設備	× 同上	○ △ ；×	セメント固化式固化装置の設置時
第六十条（監視測 定設備）	本条文は、重大事故等が発生した場合に工場等周 辺において原子炉施設から放出される放射性物質 の濃度及び放射線量を監視・測定・記録するため に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—
第六十一条（緊急 時対策所）	本条文は、重大事故等の対処に必要な緊急時対策 所の要件を定めている。	× 同上	—	—
第六十二条（通信 連絡を行うための 必要な設備）	本条文は、重大事故等の対処に必要な送電所内外 との通信連絡を行うために必要な設備の設置要求 を定めている。	× 同上	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号戸との共用取り止め)(1/9)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（一：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（一：該当なし）	
既許可基準規則	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ 添付書類有なし：△ 添付書類有なし：×	設置許可申請規則	既許可 既許可
第一条（適用範囲）	適用する基準（法令）についての説明。	×	要求事項ではないため、関係条文ではない。	—	—
第二条	用語の定義。	×	要求事項ではないため、関係条文ではない。	—	—
第三条（設計基準対象施設の地盤）	1. 設計基準対象施設は、地震力が作用した場合においても当該設計基準は象施設を十分に持することができる地盤に設けなければならない。 2. 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3. 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	共用取り止めに伴い、1号戸から2号戸への移送配管を撤去する万針であることから、確認対象外としている。	—	—
第四条（地盤による影響）	1. 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2. 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公害による影響の程度に応じて算定しなければならない。 3. 耐震重要施設は、その併用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地盤による加速度によつて作用する「基礎地盤による地盤力」という。（以下「基礎地盤が損なわれるおそれがないものでなければならぬ）。 4. 耐震重要施設は、前項の地盤の発生によつて生ずるおそれがある絶面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	×	同上	—	—
第五条（地盤による影響の抑止）	5. 炉心内の燃料被覆材は、基準地盤動による地盤力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	同上	—	—
第六条（地盤による影響の抑止）	6. 兼用キャスクは、次いづれかの地盤力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。 — 兼用キャスクが地盤力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置の少なくとも二つずつ判断するため別に定めるもの	×	兼用キャスクを採用していないため、確認対象外としている。	—	—
第七条（地盤による影響の抑止）	7. 兼用キャスクは、地盤の発生によつて生ずるおそれがある絶面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	兼用キャスクを採用しているため、確認対象外としている。	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め)(2.9)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ △：添付書類有 なし	設置許可基準規則	既許可	固化装置の1号炉との共用取り止め
第五条（津波による損傷の防止）	1 設計基準対象施設（兼用キヤスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設備基準対象施設「基準津波」という。（以下、「基準津波」に対する安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。）	× 共用取り止めに伴い、1号炉から2号炉への移送配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	－	－	－
	2 兼用キヤスク及びその周辺施設は、次のいずれかのものでなければならない。 一 兼用キヤスクが津波により安全機能を損なううかるかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの二 基準津波	× 兼用キヤスクを採用している。	－	－	－
	3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波）によっても安全機能を損なわないものでなければならない。	× 共用取り止めに伴い、1号炉から2号炉への移送配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	－	－	－
	4 兼用キヤスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 一 兼用キヤスクが童參による事象（故意によるものであつて人為によるもの）による事象（故意によるものであつて人為によるもの）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。	× 同上	－	－	－
第六条（外溢から衝撃による損傷の防止）	5 前項の規定は、兼用キヤスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。	× 兼用キヤスクを採用している。	－	－	－
	6 兼用キヤスクは、次に掲げる人為による事象に対する安全機能を損なわないものでなければならない。 一 工場等内又はその周辺において想定される兼用キヤスクの安全機能を損なわせる原因となるおそれがある津波 二 工場等の周辺において想定される兼用キヤスクの安全機能を損なわせる原因となるおそれがある火災	× 兼用キヤスクを採用している。	－	－	－
	7 前項の規定は、兼用キヤスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。	× 兼用キヤスクを採用している。	－	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め)(3.9)

既許可基準規則	固化装置の1号炉との共用取り止め に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (－：該当なし)	
	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有： ○ △ × 添付書類有 なし	既許可 既許可基準規則 設置許可基準規則 設置許可基準規則
第七条（発電用原子炉施設への人の不法侵入、差電用原子炉施設への人の不法侵入に対する物件の他人に危害を及ぼす行為、又は他の人が施設を損傷するおそれがある行為があること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に觸る法律の人の防不法侵入等の行為の禁止等の行為）第十二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十二条第六号における「行為」を防とするための設備を設けなければならない。）	X	共用取り止めに伴い、1号炉から2号炉への移送配管を撤去する方針であることから、離認対象外としている。	－	－
第八条（火災による損傷の防止）	X	1 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわぬよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消防を行う設備（以下「消防設備」といふ。）を有するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならぬ。	同上	－
第九条（溢水による損傷の防止等）	X	2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、駆動装置又は駆動装置が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	同上	－
第十条（誤操作の防止）	X	1 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	同上	－
第十一条（安全避難通路等）	X	1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	同上	－
第十二条（照明用の電源が喪失した場合における照明用の電源の確保等）	X	1 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	同上	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め) (4.9)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認済否（-：該当なし）		設置又は設置方針の変更による申請書変更有無（-：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ △：△ 添付書類有なし	設置許可基準規則	既許可	固化装置の1号炉との共用取り止め
1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されなければならない。	×	同上	—	—	—
2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重複が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具が所定の安全機能を生じること（以下同じ）において、その機能を失うことを原因とする多重大障害を発生するよう、当該系統が発生した場合であっても機器又は器具が利用でき、外部電源が利用できない場合は、当該機器又は器具の機械構造及び動作操作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。	×	同上	—	—	—
3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件下において、その機能を発揮することができるものでなければならぬ。	×	同上	—	—	—
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、系電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならぬ。	×	同上	—	—	—
5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物によ、安全性を損なわないものでなければならない。	×	同上	—	—	—
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共同し又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	×	同上	—	—	—
7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共同し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。	○	—	—	—	放射性廃棄物の陸離施設のうち、1号及び2号炉で其用しているプラズマシングル頭式固化装置（体出設備）は、其用を止め新たにセメント固化装置として2号炉専用設備となり、本項については適合対象外となる設置変更が生じる。以降のとおり既許可における適合の設計方針を踏まえ、固化装置の1号炉との共用取り止めに伴う設計変更を行っており、設計の変更を本文及び添付書類へ反映する。
第十三条（運転時 の異常な過渡変化 及び過渡計画事務 の拡大の防止）	本条文は、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事務に対する方針である。	×	—	—	—
第十四条（全交流 動力電源喪失対策 設備）	本条文は、全交流電源喪失に対するための動力電源設備の設置要求に係る要件を定めている。	×	同上	—	—
第十五条（炉心 等）	本条文は、燃料体等の炉心周りに係る要件を定めている。	×	同上	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め) (5/9)

電気設備許可基準規則		圧力容器の1号炉との共用取り止めに伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 ○ △ ×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有 なし	申請書変更有無 本文及び添付書類有 なし	既許可	既化装置の1号炉との共用取り止め
○	本条文は、燃料体、使用済燃料及びそれらの貯藏施設や開通設備の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリの機器の設置要求及び要件を構成する。	×	同上	－	－
○	本条文は、蒸気タービンの損傷、故障時ににおける安全要求に基づく要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、非常用炉心冷却系の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、通常運転時は一次冷却材の減少分を補給する設備の設置要求について定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、原子炉圧力容器内において発生した残留熱の除去設備の設置要求について定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、計測制御系統の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、安全保護回路の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、反応度制御系統（原子炉停止系統を含む）の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、原子炉制御室の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－
○	本条文は、原子炉制御室の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め)(6.9)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（一：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無	
既許可基準規則	確認要否	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有 △ 添付書類有 なし ×	既許可基準規則	固化装置の1号炉との共用取り止め後
第二十一条 固化装置の1号炉との共用取り止め	○	—	○	○	○
第二十二条 放射性廃棄物の処理規則	○	—	—	—	—
第二十三条 放射性廃棄物の処理規則	○	—	—	—	—
第二十四条 放射性廃棄物の処理規則	○	—	—	—	—
第二十五条 放射性廃棄物の処理規則	○	—	—	—	—
第二十六条 放射性廃棄物の処理規則	○	—	—	—	—
第二十七条 放射性廃棄物の処理施設	○	—	—	—	—
第二十八条 放射性廃棄物の処理施設	○	—	—	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め)(7/9)

既許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有 なし	申請書変更有無 本文及び添付書類有 なし	既許可	固化装置の1号炉との共用取り止め後
第二十九条（工場等周辺における直線導線等間隔の防護線等の防護範囲）	1 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直線導線及びスカイシャイン導線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬ。 2 放射線業務従事者は、放射線業務従事者（第1号炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に從事する場所における放射線量を低減できるものとすること。	× ×	共用取り止めに伴い、放射線からの放射線業務従事者の防護へ影響しないため、確認対象外としている。	— —	— —
第三十条（放射線業務従事者が運転時における、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。）	2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線施設を設けなければならぬ。	○	—	— —	— —
第三十二条（監視設備の設置要件を定めてある場合）	3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報、中央制御室等で記載、指示を行うようにする。また、放射線管理施設が外部に接する部屋（サードパーティによる空気中放射性物質の濃度及び体等の表面の放射性物質の濃度の測定を行い、適当な場所に表示する。試料分析のため分析室、放射能測定室等（1号及び2号炉共用、既設）を設ける。	○	— —	— —	— —
第三十三条（通信連絡設備）	本条文は、発電用原子炉施設の要件を定めている。	×	共用取り止めに伴い、1号炉から2号炉への移送配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	— —	— —
第三十四条（緊急時対策所）	本条文は、緊急時対策所の設置要件及び要件を定めている。	×	— —	— —	— —
第三十五条（通信回線の設置を要求している。）	本条文は、通信連絡設備及び多様性を確保した通信回線の設置を要求している。	×	— —	— —	— —
第三十六条（補助ボイラー）	本条文は、補助ボイラーの設置要求及び要件を定めている。	×	— —	— —	— —
第三十七条（重大事故等の防止等）	本条文は、重大事故等の防止等に係る要件を定めている。	×	— —	— —	— —

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め)(8.9)

既許可基準規則	に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
	確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ △：× 添付書類有 なし	既許可 設置許可基準規則
第三十八条(重大事故等対処施設の地盤)	本条文は重大事故等対処施設を設置する地盤に関する要件を定めている。	× 同上	－	－
第三十九条(地震による損傷の防止)	本条文は重大事故等対処施設に対して地震に対する要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十条(津波による損傷の防止)	本条文は重大事故等対処施設に対して津波に対する要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十一条(火災による損傷の防止)	本条文は重大事故等対処施設に対して火災に対する要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十二条(特定重大事故等対処施設)	本条文は特定重大事故等対処施設の設置要求及び要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十三条(重大事故等対処設備)	本条文は重大事故等対処設備の要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十四条(緊急停止失敗時未監界に対するための設備)	本条文は原子炉緊急停止失敗時に原子炉を未監界にするための設備の設置要求及び要件を定めている。	× 同上	－	－
第四十五条(原子炉冷却材圧力パウンドリ高圧時発電用原子炉を治すための設備)	本条文は原子炉冷却材圧力パウンドリが高圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－
第四十六条(原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時発電用原子炉を治すための設備)	本条文は原子炉冷却材圧力パウンドリが低圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－
第四十七条(原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時発電用原子炉を治すための設備)	本条文は原子炉冷却材圧力パウンドリが低圧時に最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－
第四十八条(最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備)	本条文は設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシングルへ熱を輸送する機能が喪失した場合に最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－
第四十九条(原子炉格納容器内の冷却等の設備)	本条文は設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－
第五十条(原子炉格納容器の過圧破損等の設備)	本条文は炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防ぐため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備の設置要求を定めている。	× 同上	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(固化装置の1号炉との共用取り止め) (9/9)

既許可基準規則		固化装置の1号炉との共用取り止め に伴う基準適合への影響確認要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (－：該当なし)	
確認要否 要：○ 否：×	確認不要の理由 本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器部の破裂炉心を冷却するためには必ず原子炉格納容器の破裂炉心を冷却するための設備	申請變更有無 本文及び添付書類有：○ 添付書類有なし：△ 添付書類有なし：×	設置許可基準規則 本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破裂炉心を冷却するための設備	既許可 既許可	固化装置の1号炉との共用取り止め
第五十一条(原子炉格納容器部の破裂炉心を冷却するための設備)	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器部の破裂炉心を冷却するためには必ず原子炉格納容器の破裂炉心を冷却するための設備	× 同上	× 同上	－	－
第五十二条(水素爆発による原子炉格納容器の破裂を防止するための設備)	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破裂炉心を冷却するための設備	× 同上	× 同上	－	－
第五十三条(水素爆発による原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防ぐための設備)	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防ぐための設備	× 同上	× 同上	－	－
第五十四条(使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防ぐ上に必要な設備の設置要求を定めている。)	本条文は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防ぐ上に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第五十五条(工場等外への液体物質の搬出を抑制するための設備)	本条文は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至る場合において、工場等外への液体物質の搬出を抑制するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第五十六条(重大事故等の収束に必要な水の供給となる水の供給するための設備)	本条文は、重大事故等の収束に必要な水の供給するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第五十七条(電源設備)	本条文は、重大事故等の対処に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第五十八条(計装設備)	本条文は、重大事故等の対処に必要な計装設備(パラメータを推定するための設備)の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第五十九条(運転員が原子炉建屋にどどまるための設備)	本条文は、重大事故の発生時に運転員が原子炉建屋にどどまるために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第六十条(監視測定設備)	本条文は、重大事故等が発生した場合に工場等周辺において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射能量を監視・測定・記録するため必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第六十一条(緊急時対策所)	本条文は、重大事故等の対処に必要な緊急時対策所の要件を定めている。	× 同上	× 同上	－	－
第六十二条(通信設備)	本条文は、重大事故等の対処に必要な発電所内外との通信を行ったために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	× 同上	－	－

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除) (1/9)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（一：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（一：該当なし）	
第一条（適用範囲）	適用する基準（法令）についての説明。	×	要求事項ではないため、関係条文ではない。	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ 添付書類有なし：△ 添付書類無：×	既許可 設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後
第二条	用語の定義。	×	要求事項ではないため、関係条文ではない。	—	—
第三条（設計基準対象施設の地盤）	1 設計基準対象施設は、地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に持つことができる地盤に設けなければならぬ。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に伴う移設配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	—	—
第四条（地盤による損傷の防止）	1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地盤による加速度（以下「基準地盤による地盤力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 5 恒心内の燃料被覆材は、基準地盤動による地震力に対して放射性物質の漏洩が損なわれるおそれがないものでなければならない。 6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでない。兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかる判断するため用いられる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの二基準地盤動による地震力 7 兼用キャスクは、地盤の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	同上	—	—

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否 (一：該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (一：該当なし)	
確認要否 要:○ 否:×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有:○ 添付書類有:△ なし:×	申請書変更有無 設計又は設計方針の削除後 本文及び添付書類有:○ 添付書類有:△ なし:×	既許可	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後
第五条 (津波による損傷の防止)	1 設置対象施設（兼用キヤスク及びその供用中に当該設計基準で規定される基準適合性等（以下「基準適合」という。）に対して安全機能が損なれるおそれがないものでなければならぬ。） 2 兼用キヤスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対する安全機能が損なれるおそれがないものでなければならぬ。 一 兼用キヤスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するため用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの一二	× ×	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に伴い、浄化系沈降分離槽からセメント固化装置への移送配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	— —	— —
	1 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、次項における重要安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計による事象時に生ずる応力を適切に考慮したもので基準適合を達成しなければならない。	×	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に伴い、浄化系沈降分離槽からセメント固化装置への移送配管を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	— —	— —
	3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、工場内又はその周辺において想定される爆発、甲子園球場等の安全性能を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものによる事象（以下「人為による事象」という。））によるものであることを除く。以下「人為による事象」（以下「人為による事象」）と定めるもので対して安全機能を損なわなければならない。	×	同上	— —	— —
	4 兼用キヤスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわざるものでなければならない。 一 兼用キヤスクが巻きが童巻ににより安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するため用いる合理的な巻き巻として原子力規制委員会が別に定めるもの一二 懸念される森林火災	×	兼用キヤスクを採用している。	— —	— —
第六条 (外部から衝撃による損傷の防止)	5 前項の規定は、兼用キヤスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。	×	兼用キヤスクを採用している。	— —	— —
	6 兼用キヤスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわざるものでなければならない。 一 工場等内又はその周辺において想定される兼用キヤスクの安全性能を損なわせる原因となるおそれがある機器、工場等の周辺において想定される兼用キヤスクの安全性能を損なわせる原因となるおそれがある火災	×	兼用キヤスクを採用している。	— —	— —
	7 前項の規定は、兼用キヤスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。	×	兼用キヤスクを採用している。	— —	— —

設計許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否 (一:該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (一:該当なし)	
確認要否 要:○ 否:×	確認不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有:○ 添付書類有:△ なし:×	申請書変更有無 設計書類有:○ なし:×	既許可	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後
第七条 (発電用原子炉施設への人の不法侵入、差電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える物件がある場合に持ち込まれること及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律平成十一年法律第百二十八条第二項に規定する不正アクセス行為をいう。) 第二十二条第六号における「クセ行為防止のための設備を設けなければならぬ」。	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に伴い、浄化系沈降分離槽からセメント固化式固化装置への移造記述を撤去する方針であることから、確認対象外としている。	—	—	—	—
第八条 (火災による損傷の防止)	1 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわぬよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生感知する設備(以下「火災感知設備」という)及び消防を行う設備(以下「消防設備」という)、安全施設に属するものに限る。) 並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならぬ。 2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても遅延なく原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。	同上	—	—	—
第九条 (液体による損傷の防止等)	1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏れないものでなければならない。	同上	—	—	—
第十条 (誤操作の防止)	1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	同上	—	—	—
第十一條 (安全避難通路等)	1 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 — その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 2 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 3 設計基準適合性が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明)及びその専用の電源	同上	—	—	—

表 表既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除) (4/9)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響範囲要否 (一:該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (一:該当なし)	
確認要否	備記不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有:○ 添付書類有なし:△ 添付書類有:×	既許可 設置許可申請用印	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後 既許可	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後 既許可
1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならぬ。	×	同上	—	—	—
2 安全機能を有する系統のうち、安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(單一故障の原因による多種故障を含む。)を失うこと(従属性)が発生した場合においても機機能を失うことをいう。(以下同じ。)が発生した場合においても機機能を失う。当該系統を構成する機械又は器具の機構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。	×	同上	—	—	—
3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事において、その機能を發揮することができるものでなければならない。	×	同上	—	—	—
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能に応じて、発電用原子炉の運転中又は停止中の試験又は検査ができるものでなければならない。	×	同上	—	—	—
5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性能を損なわぬものでなければならない。	×	同上	—	—	—
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において、共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設又は相互に接続することによつて当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	×	同上	—	—	—
7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわぬものでなければならない。	×	同上	—	—	—
第十三条(運転時の異常な過渡変化時の対策の拡大の防止)	本条文は、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故における設計基準要件に係る要件を定めている。	×	同上	—	—
第十四条(全交流動力電源喪失対策設備)	本条文は、全交流動力電源喪失に対する要件を定めている。	×	同上	—	—
第十五条(炉心等)	本条文は、燃料体等の炉心周りに係る要件を定めている。	×	同上	—	—
第十六条(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	本条文は、燃料体、使用済燃料及びそれらの貯蔵施設に関する、施設や開通設備の設置要件及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第十七条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除) (5/9)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否 (一:該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (一:該当なし)	
確認要否 ○ 否; ×	備記不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有: ○ 添付書類有なし; △; ×	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 既許可可	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後	
第十八条(蒸気タービン) 炉心冷却設備	本条文は、蒸気タービンの損壊、故障時に係る要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十条(一次冷却材の減少分を補給する設備)	本条文は、非常用炉心冷却系の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十一条(残留熱を除去することができる設備)	本条文は、通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時における一次冷却材の減少分を補給する設備の設置要求について定めている。	×	同上	—	—
第二十二条(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)	本条文は、原子炉容器器内において発生した残留熱の除去設備の設置要求について定めている。	×	同上	—	—
第二十三条(計測制御系施設)	本条文は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十四条(安全保護回路)	本条文は、計測制御系施設の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十五条(反応子炉制御系統)	本条文は、安全保護回路の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十六条(原子炉制御室等)	本条文は、原子炉制御室の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第二十七条(放射性廃棄物の処理施設)	1. 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物(家用核用機器第一号に規定する放射性廃棄物を除く。以下この条に同じ。)を処理する施設(安全施設に係るもの限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 — 間辺監視区域の外の空気中及び周辺環境区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分低減できるよう、発電用原子炉施設において希生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。	○	—	浄化系沈降分離槽内の廃棄物について固化対象としている。 以上のとおり、既許可における適合のための設計方針を踏まえて、浄化系沈降分離槽の変更を行っており、設計の変更を本文及び添付書類ハイに反映する。	
	—	—	—	—	—

既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化槽の処理プロセスの削除)(6/9)

既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除)(7/9)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否（-：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（-：該当なし）	
確認要否 ○ ×	確認不要の理由	申請変更有無 ○ △ × 添付書類有 なし	申請変更有無 ○ △ × 添付書類有 なし	設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（-：該当なし）	
1 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げる放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいいう同じこと）が業務に從事する場所における放射線量を低減するものであること。	×	浄化系汎降分離槽の固化処理プロセスの削除に伴い、放射線からの放射線業務従事者の防護に影響しないため、確認対象外としている。	-	-	浄化系汎降分離槽の固化処理プロセスの削除後
2 放射線業務従事者が通常時における過度変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。	×	同上	-	-	-
3 放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者の防護を目的とした放射線管理施設を設けなければならない。	○	-	×	-	-
4 第三十条（放射線業務従事者の防護）	○	放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいいう同じこと）が業務に從事する場合に、放射線管理施設を設けなければならない。	-	-	-
5 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報等を原子炉制御室その他の当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	○	-	×	-	-
6 第三十二条（監視設備）	本条文は、監視設備の設置要求及び要件を定めている。	×	-	-	-
7 第三十三条（原子炉格納施設）	本条文は、原子炉格納施設の要件を定めている。	×	-	-	-
8 第三十三条（保安電源設備）	本条文は、常用用原子炉施設の電力系統への連絡を目的とした保安電源設備への連絡を定めている。	×	同上	-	-
9 第三十五条（通信連絡設備）	本条文は、緊急時対策所の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	-	-
10 第三十六条（補助ボイラー）	本条文は、補助ボイラーの設置要求及び要件を定めている。	×	同上	-	-
11 第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）	本条文は、重大事故等の拡大の防止等に係る要件を定めている。	×	同上	-	-

表 既許可からの変更点及び基準適合性等(浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除) (8/9)

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響確認要否 (一:該当なし)		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無 (一:該当なし)	
確認要否 ○ △ ×	備記不要の理由 ○ △ ×	申請書変更有無 ○ △ ×	添付書類有無 ○ △ ×	既許可 ○ △ ×	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後 ○ △ ×
第三十八条(重大事故等対処施設の設置) 地盤	本条文は重大事故等対処施設を設置する地盤に関する要件を定めている。	×	同上	—	—
第三十九条(地震による損傷の防護)	本条文は、重大事故等対処施設に対して地盤に関する要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十条(津波による損傷の防護)	本条文は、重大事故等対処施設に対して津波に対する要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十一条(火災による損傷の防護)	本条文は、重大事故等対処施設に対して火災に対する要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十二条(特定重大事故等対処施設)	本条文は、特定重大事故等対処施設の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十三条(重大事故等対処設備)	本条文は、重大事故等対処設備の要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十四条(緊急停止失敗時における原子炉の運転に対するための設備)	本条文は、原子炉緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の設置要求及び要件を定めている。	×	同上	—	—
第四十五条(原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備)	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	×	同上	—	—
第四十六条(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉の減圧機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	×	同上	—	—
第四十七条(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)	本条文は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉の冷却機能が喪失した場合の設備の設置要求を定めている。	×	同上	—	—
第四十八条(最終ヒートシングル熱を輸送するための設備)	本条文は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシングル熱を輸送する設備が喪失した場合に最終ヒートシングル熱を輸送するためには必要な設備の設置要求を定めている。	×	同上	—	—
第四十九条(原子炉冷却材器内の冷却等のための設備)	本条文は、設計基準事故対処設備が有する原子炉冷却材器内の冷却機能が喪失した場合に原子炉冷却材器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備の設置要求を定めている。	×	同上	—	—
第五十条(原子炉格納容器の過圧破壊防止装置の設備)	本条文は、原子炉格納容器が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備を定めている。	×	同上	—	—

設置許可基準規則		に伴う基準適合への影響範囲要否（－：該当なし）		設計又は設計方針の変更による申請書変更有無（－：該当なし）	
確認要否 要：○ 否：×	備記不要の理由	申請書変更有無 本文及び添付書類有：○ 添付書類有なし：△ 添付書類有なし：×	設計又は設計方針の変更有無 既許可	浄化系沈降分離槽の固化処理プロセスの削除後	
第五十一条（原子炉格納容器の部の爆発炉心を冷却するための設備）	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融物を原子炉内に落下した原心を冷却するため必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十二条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十三条（水素爆発による原子炉建屋等の水素爆発の損傷を防ぐために必要な設備）	本条文は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防ぐために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却装置等のための設備）	本条文は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽から水の漏えい、その他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽外燃焼炉等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界界面を防ぐために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十五条（工場等への放射性物質への排放等のための設備）	本条文は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃焼炉等の新しい損傷に至る場合において、工場等への放射性物質の排放を抑制するための設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十六条（重大事故等の収束等による十分な量の水を供給するための必要な設備の設置要求を定めている。）	本条文は、重大事故等の収束等に必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十七条（電源設備）	本条文は、重大事故等の対処に必要な電力を確保するため必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十八条（計装設備）	本条文は、重大事故等の対処に必要な計装設備（パラメータを推定するための報表を把握できる設備）の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第五十九条（運転員が原子炉建屋室内にとどまるための設備）	本条文は、重大事故の発生時に運転員が原子炉建屋室内にとどまるためるために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第六十条（監視測定設備）	本条文は、重大事故等が発生した場合に工場等周辺において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視・測定するため必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—
第六十一条（緊急時対策所）	本条文は、重大事故等の対処に必要な緊急時対策所の要件を定めている。	× 同上	—	—	—
第六十二条（通信設備）	本条文は、重大事故等の対処に必要な発電所内外との通信を行ったために必要な設備の設置要求を定めている。	× 同上	—	—	—

固化装置の共用取り止めに伴う 1号炉への影響について

本変更において、女川原子力発電所 2号炉に設置しているプラスチック固化式固化装置について、1号炉との共用を取り止め、廃止するとともに、2号炉専用のセメント固化式固化装置を設置するが、この共用取り止めに伴う1号炉への影響について確認した。

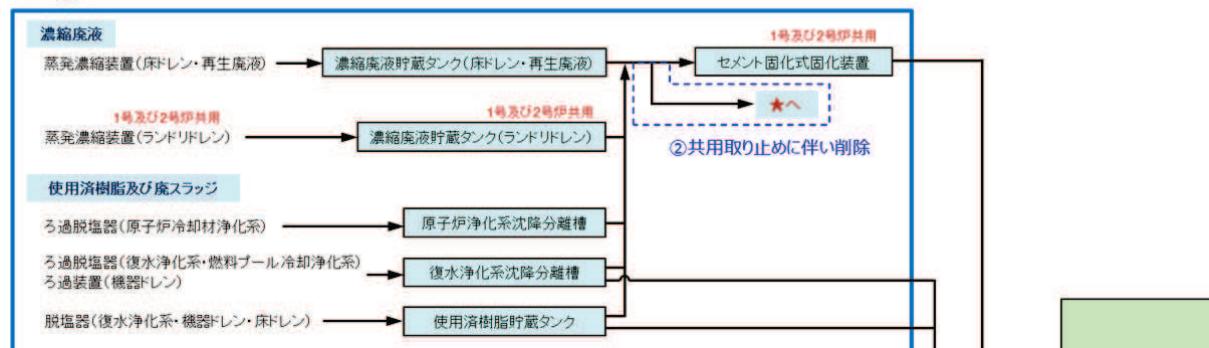
1. 影響範囲

1号炉の濃縮廃液^{※1}、使用済樹脂及び廃スラッジ（以下「1号炉濃縮廃液等」という。）については、セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）で固化処理できるほか、プラスチック固化式固化装置でも固化処理できる設計としている（下図参照）。

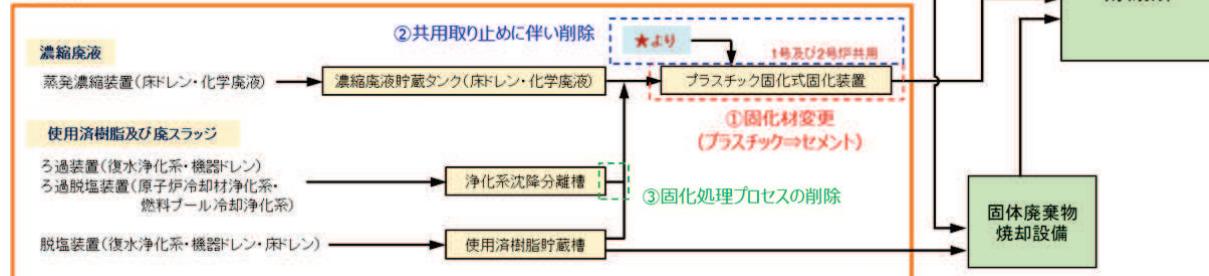
本変更において、プラスチック固化式固化装置の1号炉との共用を取り止めるところから、1号炉濃縮廃液等はセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）のみで固化処理できることを確認する。

なお、1号炉濃縮廃液等はこれまでプラスチック固化式固化装置で固化処理した実績はない。

1号炉



2号炉



※ランドリ廃スラッジ、雑固体廃棄物、使用済制御棒及びチャンネルボックス等の処理経路を除く

図 女川1号及び2号炉における固体廃棄物処理フロー

2. 1号炉の放射性固体廃棄物推定発生量

1号炉は現在、廃止措置中（解体工事準備期間）であり、廃止措置に伴う放射性廃棄物の廃棄に係る計画は廃止措置計画認可申請書に定めている。

廃止措置計画認可申請書に定める、解体工事準備期間（2020年度～2027年度）における固化体の推定発生量は約1,260本^{※2}/8年（約160本^{※2}/年）である。

3. 1号炉濃縮廃液等の推定発生量

解体工事準備期間（2020年度～2027年度）において発生する固化体のうち、1号炉濃縮廃液等をセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）で固化処理した場合の推定発生量は約120本^{※2}/年である。

4. 1号炉の固化処理能力

セメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）の処理能力は15本^{※2}/日である。

5. 共用取り止めによる影響評価

1号炉の解体工事準備期間において、1号炉濃縮廃液等を年間120本^{※2}固化処理する必要がある。

これを処理能力15本^{※2}/日のセメント固化式固化装置（1号及び2号炉共用）で処理した場合に要する日数は約8日間であり、プラスチック固化式固化装置との共用を取り止めても十分処理できるため、影響はない。

なお、原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画変更の認可を受ける。

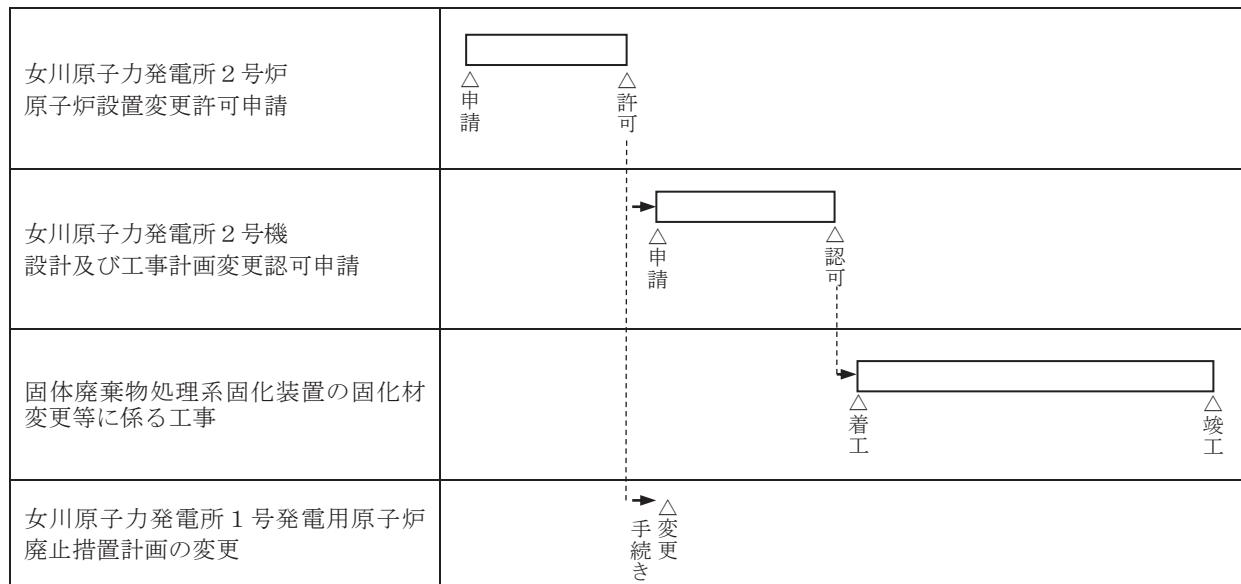
※1 ランドリドレン処理系は1号及び2号炉共用

※2 200Lドラム缶相当

固化装置の共用取り止めに伴う 1 号炉廃止措置計画の変更について

本変更に係る許認可手続き及び 1 号炉廃止措置計画の変更工程は下表のとおりである。

表 2 号炉許認可手続き及び 1 号炉廃止措置計画の変更に係る工程



原子炉設置変更許可申請書 添付書類九
「第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量」の変更内容について

本変更に伴い、原子炉設置変更許可申請書の添付書類九「第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量」を表1のとおり変更することから、変更内容について以下のとおり整理した。

表1 添付書類九 「第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量」(変更前後)

変更前					変更後				
第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量					第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量				
種類	年間発生量				種類	年間発生量			
	個数	体積(m ³)	ドラム缶(個)			個数	体積(m ³)	ドラム缶(個)	
使用済樹脂	原子炉冷却材浄化系 ろ過脱塩装置	—	約3	—	—	—	約3	—	—
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	—	約2	①固化材変更	—	—	約2	—	—
	復水浄化系 復水脱塩装置	—	約11	約60 (5年後から)	約10 (5年後から)	—	約11	約230	約10
	液体廃棄物処理系 脱塩装置	—	約4	②共用取り止め	—	—	約4	②共用取り止め	—
濃縮廃液	床ドレン・化学廃液系 蒸発濃縮装置	—	約70	約120 (約220)*	約120 (約220)*	—	約70	約600	約600
	ランドリドレン処理系 蒸発濃縮装置	—	約20	—	—	—	約20	—	—
雜固体廃棄物	不燃性雑固体 〔可燃性雑固体等の 焼却灰を含む〕	—	約100	約500	約500	—	約100	約500	約500
使用済制御棒等	制御棒 チャンネルボックス その他の	約3本 約140個 発生量不定*	— — —	— — —	— — —	約3本 約140個 発生量不定*	— — —	— — —	— — —
※ ()内はランドリドレン処理系蒸発濃縮装置の濃縮廃液をセメント固化した場合の発生量を示す。									
※※ 放射化された消耗部品等であり、定的に発生するものではない。									

1. 使用済樹脂

使用済樹脂のうち、復水浄化系復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂については、固化材変更に伴いドラム缶1本あたりの廃棄物充填量が少なくなるため、「使用済樹脂を固化した場合」のドラム缶年間発生量が約60個から約230個に増加する。

一方で、「使用済樹脂を焼却した場合」については、固化処理を行わずに焼却した灰をドラム缶に充填することから、固化材変更に伴うドラム缶年間発生量は約10個から変更はない。

2. 濃縮廃液

本変更前後における濃縮廃液の処理方法及びドラム缶年間発生量の内訳は表2のとおりである。

表2 濃縮廃液の処理方法及びドラム缶年間発生量の内訳

濃縮廃液	処理方法【ドラム缶年間発生量】	
	変更前	変更後
床ドレン・化学廃液系 蒸発濃縮装置から発 生する濃縮廃液 (床・化学濃縮廃液)	①プラスチック固化式固化裝 置による固化【約100個】	④セメント固化式固化装置に よる固化【約480個】
ランドリドレン処理 系蒸発濃縮装置から 発生する濃縮廃液 (ランドリ濃縮廃液)	②プラスチック固化式固化裝 置により固化した場合【約20 個】 ③セメント固化式固化装置 (1号及び2号炉共用)によ り固化した場合【約120個】	⑤セメント固化式固化装置 (1号及び2号炉共用)によ る固化【約120個】
合計	【①+②=約120個】 【(①+③)=約220個】	【④+⑤=約600個】

使用済樹脂と同様に、固化材変更に伴いドラム缶1本あたりの廃棄物充填量が少
なくなるため、固化処理した際のドラム缶年間発生量が増加する。

変更前においては、ランドリ濃縮廃液の処理方法として表2に示した2ケース
(②または③)があることから、表1においては、床・化学濃縮廃液とランドリ濃
縮廃液をプラスチック固化式固化装置により固化した場合のドラム缶年間発生量
の約120個(①+②)を括弧外に記載している。

また、床・化学濃縮廃液をプラスチック固化式固化装置により固化した場合とラ
ンドリ濃縮廃液をセメント固化式固化装置(1号及び2号炉共用)により固化した
場合のドラム缶年間発生量の約220個(①+③)を括弧内に記載している。

一方で、変更後においては、固化装置の1号炉との共用取り止めに伴い、ラン
ドリ濃縮廃液の処理方法はセメント固化式固化装置(1号及び2号炉共用)による
固化の1ケースのみとなることから、表1においては、床・化学濃縮廃液をセメント
固化式固化装置により固化した場合とランドリ濃縮廃液をセメント固化式固化裝
置(1号及び2号炉共用)により固化した場合のドラム缶年間発生量の約600個(④
+⑤)を記載している。

また、濃縮廃液については固化処理のみであり、焼却は実施しないことから、表
1において「使用済樹脂を固化した場合」及び「使用済樹脂を焼却した場合」の欄
に記載しているドラム缶年間発生量は、いずれも固化した場合の個数を表している。

原子炉設置変更許可申請書における「貯蔵保管」と「貯蔵」の使い分けについて

廃棄物の貯蔵保管等に関する用語の定義は以下のとおりである。

「貯蔵保管」とは、実用炉規則第九十条に定める「保管廃棄」を意味しており、発電所での廃棄を意味するものである。

例：復水脱塩装置等から発生する使用済樹脂について、固化処理または焼却処理しドラム缶に封入したうえで、発電所内での最終保管場所である固体廃棄物貯蔵所に廃棄する場合に用いる。

一方、「貯蔵」とは「保管廃棄」の前段階であり、「保管廃棄」に至る過程で放射能の減衰や効率的処理のために一時的に貯蔵することを意味している。

例：復水脱塩装置等から発生する使用済樹脂について、固化処理または焼却処理をする前段階で放射能を減衰させるなどのため、使用済樹脂貯蔵槽に一時的な貯蔵をする場合に用いる。